

善雄寺 真、境内十五石、萱野村

善福寺 七石餘、横田村

泉瀧寺 六石八斗餘、同村

す

須恵 舊事記十七丁、周准、延喜式二十二三丁、延喜式

二十八丁ウ 古史成文一ノ卷冊一

周准 季 和名抄五丁ウ 末 萬九十八

周維 拾芥抄中末六十二

維ハ准ノ誤

運歩色葉集二賀、伊呂波字類抄加、和訓葉一十一

周東周西 東鑑二丁ウ 六十六 志料續十二丁

杉浦 源平盛衰記二十二丁ウ

末之腹野 萬十一、略解十一下八丁 大和國添上郡陶

ノ原成ベシ

○諸書抜萃

九月、癸亥、藤原朝臣宿奈麻呂爲上總守

同十七丁ウ

天平勝寶元年閏五月、甲辰、丈部大麻呂從五位下

卷十七二十五丁ウ

八月、辛未、石川朝臣名人爲上總守、同三十二丁ウ

六年四月、庚午、大伴宿禰稻君爲上總守

卷十九八丁ウ

天平寶字三年七月、丁卯、田中朝臣多麻呂爲兼上總員

外介、卷二十三十三丁ウ

十一月、丁卯、藤原朝臣魚名爲上總守

同十七丁ウ

五年正月、壬寅、石川朝臣宅嗣爲上總守

卷二十三九丁オ

七年四月、丁亥、阿倍朝臣子鳴爲上總守

卷二十四二十丁

八年四月、戊寅、布勢朝臣人主爲上總守

すへ川 義經記三五丁

管屋 和名抄二十五丁ウ 山邊郡鄉名菅生庄十二箇郷 東鑑十八丁オウ菅生社 群考、東鑑八丁ウ水月寺 同四丁ウ墨田村 同五十九ウ 日蓮上人御傳記

菅谷 中古治亂記七十一

諫訪社 上總群考

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁

無裾川 艮齋文略下四十二

末吉村 久留里記

墨染櫻 道脇寺村又長柄山村、上總郡考、郡鄉考上七丁

杉谷村 小田原衆所領役帳上五十九

末珠名娘子 萬葉九十八丁オ 志料續編、郡鄉考上六丁
<div data-bbox="0 52

上總志引用書目

三九〇

卷二十五六丁オ

十月、癸未、弓削御淨朝臣淨人爲上總守、

同二十九丁オ

神護景雲元年九月、己巳、上總國海上郡人檜前舍人直麻

呂上總宿禰山田造吉繼山田連、卷二十八二十一丁オ

二年六月、戊戌、石上朝臣家成爲上總守、

卷二十九十一丁オ

七月、壬申、佐伯宿禰國守爲上總介、同十三丁オ

三年六月、乙巳、武藏宿禰不破麻呂爲上總員外介、

同三十三丁オ

寶龜元年九月、辛未、棟井朝臣子祖爲上總守、

卷三十三十四丁ウ

二年九月、己亥、桑原王爲上總守、巨勢朝臣馬主爲レ介

同二十六丁オ

三年九月、庚子、笠朝臣乙麻呂爲上總介、

卷三十二十五丁オ

延暦二年四月、壬申、布勢朝臣清直爲上總守、

卷三十七二十七丁オ

桑田麻呂爲レ介、同二十四十一丁ウ

三年、壬寅、和朝臣三具足爲上總介、卷三十八五丁ウ

八年二月、丁丑、百濟王亥鏡爲上總守、石川朝臣清濱爲

レ介

卷四十三丁オ

同十六年正月、庚子、大野朝臣犬養爲上總介、

日本後紀五十四丁オ

十八年四月、乙酉、藤原朝臣繼彥爲上總介、

卷八十二丁ウ

同年九月、辛亥、百濟王教德爲上總守、都努朝臣筑紫麻

呂爲レ介、同二十二丁オ

嘉祥二年閏十二月、庚戌、人康親王爲上總太守、

卷十九

大同元年正月、癸巳、藤原朝臣道雄爲兼上總守、石川朝

臣道成爲レ介、田中朝臣八日麻呂爲兼權介、千葉國造

大私部直善人爲大掾、卷十二十二丁ウ

同四年正月、癸巳、文室真人正嗣爲兼上總守、息長丹生

眞人文繼爲レ介、卷十七二十七丁ウ

庚子、多治比真人全成爲上總守、同二十七丁ウ

上總志引用書目

五年三月、甲辰、藤原朝臣黑麻呂爲上總介、

卷三十三六丁オ

八月、乙酉、上總守桑原王卒、同十二丁オ

九月、庚子、大伴宿禰家持爲兼上總守、

同十三丁ウ

六年三月、乙未、上總宿禰建麻呂爲隼人正、

同十八丁オ

八年正月、戊寅、藤原朝臣黑麻呂爲上總守、

卷三十四四十七丁ウ

十一年三月、辛巳、藤原朝臣刷雄爲上總守、

卷三十六九丁ウ

四年、辛亥、中臣丸朝臣馬主爲兼上總員外介、

同十二丁ウ

十五年正月、壬申、布勢朝臣清直爲上總守、

卷三十七二十七丁オ

十五年正月、壬申、仲野親王爲上總太守、同七三丁ウ

續日本後紀五十二丁ウ

九年正月、乙巳、阿保親王爲上總太守、同十一十五丁ウ

七月、紀朝臣貞嗣爲上總權掾、卷十二二十四丁ウ

十三年正月、乙卯、基貞親王爲上總太守、

卷十六三丁ウ

三年正月、甲午、丹墀棟臣爲上總介、卷二十三丁ウ

嘉祥元年五月、甲午、人康親王爲上總太守、仁壽三年正

月、丁未、忠良親王爲上總太守、

文德實錄一二十二丁

卷五二丁ウ

朝宗宿禰吉繼爲上總介、同三丁ウ

同年三月、紀椿守弘仁十二年上總介 同七丁ウ

三九一

齊衡元年正月、辛丑、笠朝臣豐興爲上總介、

卷六三丁ウ

五月、甲戌、橘朝臣高宗爲上總介、同八丁ウ

九月、丁亥、上總少目刀岐直雄貞 同十二丁ウ

二年閏三月、和氣朝臣豐永爲上總介、同九丁ウ

三年九月、丁卯、藤原朝臣良尙爲上總權介、

卷八十三丁ウ

貞觀元年正月十三日、清原真員爲上總介、

三代實錄卷二三丁オ

二月十一日、吉備全繼爲上總介、同十二丁ウ

三月二十二日、藤原良尙爲上總權介、

同十七丁オ

十二月二十一日、藤原貞庭爲上總介、

卷三十八丁ウ

二年正月十六日、和氣春生爲上總權介、

卷三十九丁ウ

八年正月十六日、小野朝臣周梁爲上總介、

卷四十七三丁ウ

仁和二年二月、當摩真人安氏上總介

卷四十九六丁ウ

上總守興世王武藏權守

扶桑畧記第九六丁

上總介平忠常、同十二九丁

上總介橘惟行、同十三二十丁

延長元年、上總太守齊世親王出家

日本紀略卷二

長德三年、上總權介季雅 同卷十

前上總介平忠常、同十三 一代要記三

上總前司爲保被斬首、高倉院ノ條

百鍊抄八

前上總介重隆死去、後嵯峨院ノ條 同十五

上總太守仲野親王、淳和帝ノ條

上總志引用書目

二月十四日、本康親王爲彈正尹上總太守如故

同六丁オ

伴龍男爲上總介、同

三年正月十三日、仲野親王爲上總太守、同

六年六月、藤原萬枝爲上總介、卷九一丁オ

七年九月二十二日、上總權少掾伴宿禰、夏影越後國紀

春通上總國、卷十三十六丁ウ

九年正月七日、惟條親王爲上總太守、卷十四四丁オ

十一年二月十六日、本康親王爲上總太守、同七丁ウ

十七年二月二十七日、唯彥親王爲上總太守、

卷二十七六丁ウ

元慶二年正月十一日、佐伯貞行爲上總介、

卷三十三三丁オ

六年五月十一日、唯恒親王爲上總太守、

卷四十一十五丁ウ

七年二月九日、上總國介藤原朝臣正範 卷四十三

上總株播摩信禩國末 同十八

上總目日玖摩宿禩國成 同二十五

上總大株賀茂朝臣吉末 同三十一

上總權目中原朝臣宗安 同

忠綱 上總守忠清一男 同三十三

上總守伊支連古麻呂 懷風藻四十二丁

上總介永實 朝聖群載六

基貞親王上總太守 皇胤紹運錄

平高望上總介 兼房上總介 同

行明親王上總太守 同

盛明親王上總太守 同

村上帝上總太守 同

上總助著信上總介 尊卑分脈五

源賴光上總介 同一

賴國上總介 同

兼房上總介 同

千葉上總介胤重 建武年間記

上總權介平秀胤 關東評定傳二十二

上總介藤原長泰 同五十二

上總左衛門尉藤原長經 同四十九

上總左衛門尉藤原宗長 十二月任上總介

上總僧都覺信 常樂記十六丁ウ

上總房淨意 同二十一丁ウ

山名氏清舍弟上總守 同四十五丁ウ

上總介義兼 卷五十九丁オ、十五一丁オ
阿野上妻室阿波局 卷十二四丁ウ

上總介八郎 卷二十一四丁ウ

上總三郎義氏 同十三丁オ

上總太郎 同二十七六丁ウ、同三十三丁ウ、十丁ウ

上總介常秀 同三十九丁ウ

上總式部亟時秀

同三十四十四丁ウ、三十六廿四丁ウ

上總守護眞里谷三河守 同四

北條左衛門大夫、後ニハ上總介ト申 同五

上總介時重といふもの 新續古今八釋教歌

甲斐守藤原朝臣貞淵、元上總介

類聚符宣抄八二十丁ウ
卷三十四十六丁ウ、三十五七丁ウ、三十六上總權介廣常 東鑑 一二七八丁ウ
卷三十六二五五丁オ、同二十六丁ウ

上總六郎秀景 三十七八丁ウ

上總五郎左衛門尉泰秀

卷三十六二五五丁オ、同二十六丁ウ

大曾根上總介 同四十二九丁ウ、四十七二十八丁ウ

上總志引用書目

維時維方直方 同五

良兼 在雅

定滋 権守

利仁 賴信 康納 同十三

經家 同十四

倫寧 上總守 同六

千葉上總介胤重 建武年間記

上總權介平秀胤 關東評定傳二十二

上總介藤原長泰 同五十二

上總左衛門尉藤原長經 同四十九

上總左衛門尉藤原宗長 十二月任上總介

同四十三丁、四十四丁

上總僧都覺信 常樂記十六丁ウ

上總房淨意 同二十一丁ウ

山名氏清舍弟上總守 同四十五丁ウ

上總介義兼 卷五十九丁オ、十五一丁オ
阿野上妻室阿波局 卷十二四丁ウ

上總介八郎 卷二十一四丁ウ

上總三郎義氏 同十三丁オ

上總太郎 同二十七六丁ウ、同三十三丁ウ、十丁ウ

上總介常秀 同三十九丁ウ

上總式部亟時秀

同三十四十四丁ウ、三十六廿四丁ウ

上總修理亮政秀

上總權介秀胤 卷三十六七丁ウ、同卅一丁ウ

上總六郎秀景 三十七八丁ウ

上總五郎左衛門尉泰秀

卷三十六二五五丁オ、同二十六丁ウ

大曾根上總介 同四十二九丁ウ、四十七二十八丁ウ

上總志引用書目

上總三郎滿氏

同卷十一丁ウ、四十四丁ウ、五十三丁六

上總守時重 今昔物語舊本十七第三十二
兵衛佐上總生 同二十六、第十三

丁ウ

上總介長泰 四十六丁オ、四十八六丁オ 同四十九四

丁オ、四丁ウ

上總三郎右衛門尉義泰

卷四十七三十一丁ウ、四十九十七丁ウ

長綱

卷五十五丁ウ 同卷三十七丁ウ

長綱

藤原長能 正暦二年四月二十六日爲上總介

上總基清 康正三年正月二十四日 國大曆二上卷

上總大掾藤井清子、延文四年三月二十五日、上總介

太平記三八丁オ

四月二十五日、佐々木佐渡判官入道道譽秀綱、上

總國山邊郡へ流罪

同二十一四丁オ

今川上總守範氏 同三十四十八丁オ

長經 卷五十五丁ウ 同卷三十七丁ウ

割上總國平群・安房・朝夷・長狹四郡、置安房國、

上總國山崩壓死七十人 同十四丁オ

上總等六國一千人開山海兩道、同十二十五丁ウ

安房國併上總國、同十四九丁ウ

子部宿禰小宅女配於上總國、同十五丁ウ

上總國言大風雨云々 同十五十丁オ

上總國飢 同十七十三丁ウ

上總檢定船一百五十二員 同二十三三二十一丁ウ

上總國獻馬前蹄似牛 同三十二十三丁ウ

上總國獻白馬 同三十三六丁オ

上總安房船五十隻備 同三十四九丁ウ

穀一萬斛上總等國漕送 同三十六廿八丁オ

上總等國民九十人遷伊治城、日本後紀卷五十丁ウ

上總五國一萬四千三百十五石、小田郡中山柵

穀一萬斛上總等國漕送 同三十六廿八丁オ

上總等有物如灰後天而雨 繢日本後紀七十二丁ウ

上總等寫進一切經 同八七丁ウ

上總等飢勅加賑恤 同十二十八丁ウ

上總國奏俘囚丸子廻毛等叛逆之狀

同十八八丁オ、八丁ウ

上總志引用書目

上總國言每丁輸二丈以三丈成端

卷八十九二十二丁ウ

上總等檢定船百五十隻兵士一萬

同八十三二十三丁オ

上總損田 同二十オ

上總國司言 同八十四三丁ウ

配小宅女於上總國 同二十七丁オ

上總國疫給藥 同百七十三二十二丁ウ

丸子廻毛等叛逆 同百九十九丁オ

上總國奏斬獲浮囚五十七人 十九丁オ

上總國檢挾安國之諸寺 同百八十九丁オ

分上總國四郡爲安房國 扶桑略記第五九丁

遺秀胤於上總本館 御嵯峨院條 暦代皇紀第四

源爲季頓死玉前明神討 本朝世記卷十四

安閑天皇四月始建上總國 帝王編年紀卷七

伊藤忠清

上總國介八郎廣常 同十九十九丁

櫛子上總 同

商布一萬八千段上總 同卷三十九丁オ

年料別納租穀 上總國四千六百九十斛

上總國筆一百牛皮六 同十五丁オ

諸國貢蘇香次上總十七壺 同十五丁オ

上總絕 商布 布 窮皮 鹿皮

上總洗皮 鹿角 鐲 櫛子

同二十丁ウ

望陀貲布 望陀布 同二十四四丁オ

上總輸絶 同十丁オ

上總國行程上三十日 下十五日 同十九丁オ

上總國正稅公廨之國分寺料—文珠會料—藥師寺料藝分

料—池溝料—救急料—俘囚料—

上總國五節可獻之由 玉海卷之五

麻紙上總國一百五十張 延喜式第十二三十八丁オ

交易六百五十疋上總 同十五三十八丁オ

上總志引用書目

割上總國置安房國 同十

良兼居於上總國 將門記

取幸嶋道渡於上總國 同

官符被下上總 同

興田正清ハ上總國被珠戮 同

上野權介入道俊通上總國配流

保元物語三ノ中五十一丁

鎌田正清ハ上總國ヲ賜フベキ由宣

平治物語一ノ上三十三丁ウ

法橋寛敏上總國へ流罪 同一ノ下五十四丁オ

安房上總ノ勢ヲ以テ 同三ノ下八十八丁

上總坊ヲ始 源平盛衰記二十一丁オ

侍ニ上總忠清上總大夫判官忠綱

同十五四丁オ

伊藤忠清

上總國介八郎廣常 同十九十九丁

櫛子上總 同

商布一萬八千段上總 同卷三十九丁オ

年料別納租穀 上總國四千六百九十斛

上總國筆一百牛皮六 同十五丁オ

諸國貢蘇香次上總十七壺 同十五丁オ

上總絕 商布 布 窮皮 鹿皮

上總洗皮 鹿角 鐲 櫛子

同二十丁ウ

望陀貲布 望陀布 同二十四四丁オ

上總輸絶 同十丁オ

上總國行程上三十日 下十五日 同十九丁オ

上總國正稅公廨之國分寺料—文珠會料—藥師寺料藝分

料—池溝料—救急料—俘囚料—

上總國五節可獻之由 玉海卷之五

麻紙上總國一百五十張 延喜式第十二三十八丁オ

交易六百五十疋上總 同十五三十八丁オ

上總志引用書目

上總志引用書目

四〇〇

- 絹八束綿八束 同四十丁オ
上總上馬中馬下馬 同四十四丁オ
上總十分許損二分、牛馬死損 同四十五丁オ
雜物功賃上總國百束 同四十六丁ウ
上總郡司書生等並聽帶仗 同二十八十一丁オ
健兒上總國百人 同十五丁ウ
諸國牛馬牧上總國大野馬牧 負野牛牧 同十七丁オ
諸國器伏上總橫刀弓征箭胡籤 同十八丁オ
諸國驛傳馬、大前・藤瀬・天羽・峴穴 同二十三丁ウ
海上、望陀、天羽 同二十三丁ウ
紺望陀布^{卷三十}望陀布 同三十二十七丁ウ
諸國進年料雜藥上總國二十種 同三十七三十五丁ウ
元慶七年七月三日上總國言木連理 西宮記一正月ノ條
同二十三丁ウ
一安房^{養老}二年五月割 同六十九
上總中 同七十ウ、七十一オ
遣流人國々式外近代遣國 上總 下ノ本四十九
日本圖上總 同六十丁
養老二年割上總國置安房天平十三年復舊上總大
簾中抄下、諸國部十三丁
一崇神天皇定天神地祇 同
一景行天皇別賜國々之國造、東方十二道云々 同
一仲哀天皇天神地祇、亦山神及河伯之諸神、悉奉幣帛
續日本紀一五丁オ
一文武天皇二年五月、乙亥、遣使於諸國巡監田疇
一同三年二月、戊申、免從駕諸國騎兵等今年調役同
一大寶元年六月、使七道宣告新令領付新印損 同五丁ウ
一九月、戊寅、遣使諸國巡省產業 同九丁ウ
一大寶二年二月、丁巳、任諸國々師 同十二丁オ
一三年正月、藤原房前于東海道錄事一人巡省政績申理
冤枉 同三一丁ウ
一慶雲元年四月、甲子、鑄諸國印 八丁オ
一二年十二月、乙丑、令天下婦女云々 十五丁オ
一九月、己卯、藤厚房前東海云々 三十丁ウ
一六年、戊申、領下權衡度量諸國 同六三丁オ
一文化四年八月二十三日、井上左大夫上總海岸見分被命
太平年表
一文化九年四月上總國群盜蜂起 同
一若帶日子天皇定賜大國小國之國造
古事記中卷四十六丁オ
上總志引用書目
四〇一
- 者つ以
ある筆
つものに
てある本
筆本著
たものに
てある本
筆本著

- 一五月、甲子、諸國郡鄉名著好字 同三丁ウ
一養老三年五月、辛亥、定諸國貢調 同八三丁ウ
一七月、丙申、東海道民配出羽柵 九丁オ
一四年三月、癸卯、天下諸國舉力田之人 二十九丁オ
一七年十一月、癸亥、諸國口分田 卷九十五丁オ
一神龜元年三月、甲申、七道諸國割取稅稻 二十一丁ウ
一十月、丁亥、諸國僧尼古籍 二十四丁ウ
一二年六月、戊戌、七道諸國除寃 二十八丁ウ
一天平元年八月、癸亥、諸國天神地祇 卷十十二丁ウ
一二年四月、七道諸國主典 三十丁ウ
一東海山二道兵器牛馬勿出令界 卷十一十丁ウ
一九月、丁卯、諸國節度使充驛鈴 十二丁ウ
一六年正月、丁丑、國司貸官稻 十八丁オ
一庚辰、除驛起稻 十九丁ウ
一四月、癸卯、畿內七道檢者破地震神社 二十丁ウ
一甲寅、東海諸國賣買牛馬出界 二十一丁オ
一十七年、丁巳、停七道鎮撫使 十六二十丁オ
一十九年正月、癸卯、諸國沙彌尼不須更入京 十七二丁ウ
一天平勝寶元年正月、禁斷天下殺生 十三丁ウ
一七月、乙巳、國分法華寺
一四年二月、己巳、京畿諸國鐵工銅工金作
一十月、己卯、諸國令置謝田 十二丁ウ
一天平寶字元年閏八月、壬申、防人差坂東諸國兵士
二十三三十丁ウ
一二年七月、戊戌、國前國分僧寺 四十三丁オ
一三年十一月、坂東八國 二十二
一四年七月、癸丑、諸國奉造阿彌陀淨土畫像
二十二三十一丁ウ
一十一月、丁酉、惠美朝臣狩爲東海道節度使
二十六一丁ウ
一八年十月、甲戌、諸國不得鷹狗及鶲田獵
二十五二十六丁ウ
一天平神護元年正月、己亥、諸國神祝宜各加位一階
二十六一丁ウ
一閏十月、壬戌、遣使修造神社於天下諸國 二十四丁ウ
一二年、紀朝臣廣名爲東海道使 二十七十四丁ウ
一神護景雲元年、諸國國分寺 二十八二丁
一三年二月、乙卯、奉神服於天下諸社 三十四丁ウ
一五月、己未、良賤通婚禁制 卷四十七丁ウ
一九年五月、乙亥、七道諸國始作定額 十二二丁ウ
一八年二月、諸國公田隨鄉士沽價賃租以其價供公
一七年五月、乙亥、七道諸國始作定額 十二二丁ウ
一九年三月、丁丑、每國造釋迦像 十四丁オ
一十年五月、停諸國健兒 卷十三三丁オ
一八月、辛卯、天下諸國造國郡國進 六丁ウ
一十一年四月、乙亥、改駄馬一疋所負之重 十丁オ
一十四年八月、甲戌、諸國司上孝子順孫義夫節婦力田之
名 十四十三丁オ
一十七年、丁巳、停七道鎮撫使 十六二十丁オ
一九年正月、癸卯、諸國沙彌尼不須更入京 十七二丁ウ
一天平勝寶元年正月、禁斷天下殺生 十三丁ウ
一七月、乙巳、國分法華寺
一四年二月、己巳、京畿諸國鐵工銅工金作
一十月、己卯、諸國令置謝田 十二丁ウ
一寶龜元年五月、乙丑、始聽諸國々師乘驛朝集
卷三十二十一丁オ
一二年正月、諸國吉祥悔過
一三年正月、諸國祭疫神 十七丁オ
一四年七月、癸丑、諸國奉造阿彌陀淨土畫像
一十月、壬戌、諸國修造溝池 三十三十四丁ウ
一五年、壬寅、諸國修造溝池 三十三十四丁ウ
一七年正月、大伴宿禰潔足爲東海道檢稅使
三十四三丁オ
一八年閏五月、丙申、每國置史生 三十五二十四丁ウ
一十一年五月、辛未、諸國甲六百領送鎮狄將軍之所
三十六十三丁オ
一延暦五年四月、庚午、諸國所貢庸調物每有未納
三十九六丁ウ

一九年十月、癸丑、七道諸國檢錄賤堪造用者申

二十五丁ウ

一十年十一月、己未、仰坂東諸國辦備軍糧十二萬餘斛

五十三丁ウ

一十五年八月、己卯、諸國地圖

日本後紀五四丁ウ

一大同四年正月、乙未、令天下諸國爲名神寫大般若

十七二十七丁ウ

一天長十年閏七月、天下諸國奉幣名神

續日本後紀二

一承和元年六月、畿內七道名神幣

同三十四丁

一二年四月、天下諸國修文珠會

同

一六月、幣天下名神

同

一三年四月、幣七道名神

六年四月八七丁ウ

一五年七月、七道諸司讀海龍經

七年六月同九
五十二丁ウ

一八年二月、七道諸國禁制寺邊重殺生

九

一延暦二十三年正月、甲申、令天下諸國修理國中諸寺塔

卷三十四四丁オ

一天平神護二年五月、令七道諸國采女養物納采女

一延久五年、停止新庄園

百鍊抄卷五

卷四十六丁オ

一天平十四年五月、庚午、制采女每郡貢進之

同十五丁オ

一天平寶字八年十月、令東海東山貢騎女

卷五十四四丁オ

一天平十四年八月、七道諸國孝子順孫義姑節婦力田人

之名

同五十丁オ

一七道諸國停貢相撲人

同七十二十九丁オ

一四年閏二月、乙酉、天下諸國進膂力人

同

一大同五年五月、甲寅、天下諸國停進相撲人

同

一天武天皇五年八月、詔諸國放生

百八十二十丁オ

一履中天皇四年八月、於諸國置國史記言事

百四十七一丁オ

一昌泰元年、諸國奉幣

日本紀略卷一

一天祿二年十月二十八日、名神社奉舍利

同六

同十八石	田中村	法光寺	同十五石	濱子村	真言	建暦寺
同十五石八斗餘	北幸谷村	同十四石一斗餘	小沼田村	同十一石	成願寺	久原寺
同五十石	同五十石	同十四石一斗餘	同十石七斗餘	同五石	妙德寺	同十五石
同五十石八斗	同五十石	同十四石一斗餘	同大網鄉	同本松寺	同要本寺	同十五石
神埜山	新御堂村	同三十石	同龜	同淨泰寺	同蓮照寺	西猪之原村
市場村	鎌瀧村	同三十九石	同本氣本鄉	同本壽寺	同本松寺	中島村
眞言	禪	同六石六斗	同福俵村	同妙善寺	同要本寺	同青蓮寺
鹿野寺	妙喜寺	同十五石	同流山村	同淨泰寺	同蓮照寺	同五石
同五十石	最勝福寺	同高十二石	同高十石	同本壽寺	同本松寺	同五石
同五十石八斗	天南寺	同境內十五石	同三十石	同本壽寺	同要本寺	同五石
同五十石	同二十石	同月羽木村	同三十石	同本壽寺	同蓮照寺	同五石
同五十石	三筒村	同壹野村	同同	同本壽寺	同本松寺	同五石
同五十石	横田村	同禪	同禪宗	同妙善寺	同要本寺	同五石
同五十石	龜山	同眞言	同禪宗	同淨泰寺	同蓮照寺	同五石
同五十石	岩田寺	同眞言	同禪宗	同本壽寺	同本松寺	同五石
同五十石	瀧谷村	同善雄寺	同禪宗	同淨泰寺	同要本寺	同五石
同五十石	光福寺	同延命寺	同禪宗	同本壽寺	同要本寺	同五石

同 七石餘	横田村	同	善福寺	同	五十石	中島郷市場村	坂戸明神
同 六石八斗餘	同	村	同	泉瀧寺	同	三石	木佐良津郷
同 三石	請西村	同	長樂寺	同	長樂寺	合十六	八幡宮
同 二十石	市場村	淨土	正源寺	高十石二斗	武射郡	本立寺	
同 十石	中島村	同	正待寺	松谷村	眞言	勝覺寺	
同十五石七斗餘							

上總志引用書目（終）

【解説】 本書は立野良道の輯錄せるもので、上總安房二國の神社佛閣の所在石高及びそれと關係ある事項、并に兩國に關係ある人物の事蹟戰記等を、諸書より抜萃して集めたものである。元は巻數も多かつたが、これを宮内省に獻納したところ、明治六年皇城炎上の際鳥有に歸し、今は、この一部を残すのみとなつた。（立野）

諸國圭齋錄。上總。 <small>御朱印填生郡又留村</small> 高六石天台宗醫山寺	<small>長南郷三途臺村</small> 五十石長福壽寺	<small>市原郡磯ヶ谷村</small> 五十石般若寺	<small>長柄郡椎木村</small> 十二ノ宮鄉	<small>寺崎村</small> 十石觀			
喜寺 <small>填生郡</small> 貳十石笠森寺	<small>夷隅郡茨原村</small> 十石行德寺	<small>岩熊村</small> 三十石行元寺	<small>填生郡八坂村</small> 貳十八石法興寺	<small>市原郡</small> 五石貳斗妙覺寺	<small>松丸村</small> 八石壹斗西福寺	<small>市原郡</small> 拾五石	
和田村 <small>填生郡</small> 長南矢貫村	<small>山邊郡流山郷</small> 光明寺	<small>夷隅郡大多喜</small> 拾石濟家淨德寺	<small>周准郡新御堂村</small> 貳拾石昭藏寺	<small>市原郡米原村</small> 二十石禪宗圓照寺	<small>市場村</small> 四十石曹洞宗最勝福寺	<small>市原郡</small> 三拾石天南寺	
餘妙喜寺 <small>市原郡</small> 奉免村	<small>市原郡上村</small> 十石永昌寺	<small>夷隅郡</small> 七石貳斗滿藏寺境內	<small>朝生原村</small> 十八石三斗寶林寺	<small>夷隅郡</small> 十八石東漸寺	<small>市原郡</small> 十七石三斗餘長昌寺	<small>夷隅郡</small> 十五石玉泉寺	
谷村 <small>同郷</small> 三拾石眞如寺	<small>市原郡</small> 下大多喜村	<small>夷隅郡</small> 十一石四斗餘廣嚴院	<small>市野ヶ村</small> 十石善福寺	<small>夷隅郡</small> 十石林祥寺	<small>市原郡</small> 十石大林寺	<small>夷隅郡</small> 七石寶樹寺	
勢國寺							
言鹿野寺 <small>濱子村</small> 十五石建曆寺	<small>西猪之村</small> 十石七斗餘久原寺	<small>周淮郡</small> 五石成願寺	<small>中島村</small> 五石青蓮寺境內	<small>望陀郡</small> 十五石善雄寺	<small>龜山</small> 十二石三斗岩田寺		
市原郡椎津村	<small>夷隅郡</small> 岩熊村	<small>作田村</small> 十石貳斗餘金剛寺	<small>下大多喜村</small> 二十五石壹斗法花寺	<small>市原郡</small> 十五石壹斗明王院	<small>夷隅郡</small> 十二石西福寺	<small>市原郡</small> 八石壹斗釋藏院	
填生郡報恩寺村	<small>高谷村</small> 十石貳斗勝覺寺	<small>長柄郡</small> 松吉村	<small>夷隅郡</small> 長柄郡鶴谷村	<small>夷隅郡</small> 十三石五斗餘日輪寺	<small>望陀郡</small> 望陀郡橫田村	<small>夷隅郡</small> 七石三斗餘觀音寺	
光福寺	<small>同村</small> 十石壹斗餘延命寺	<small>横山村</small> 七石餘善福寺	<small>同村</small> 同	<small>夷隅郡</small> 望陀郡矢貫鄉	<small>周淮郡</small> 望陀郡羽木村	<small>夷隅郡</small> 望陀郡月羽木村	

高合手七百三拾三石四斗

北五井に安房洲明神あり。君塚。賴朝郷文書ありしを、他國の人に盜まれたるよし。
當陸筑波より葦尾山へ出
づる處、小貝川のむかふに君塚あり。それなるべし。

○小田原衆所領役張上、朝倉右馬助五拾貫文。上総廿五貫文。

當所務。加藤太郎左衛門貳百貫文。西上總
陰德太平記五十四。羽柴秀吉陷上月城。秀吉曾テ無領許、悉ク搦メ捕
リテ張付ニ掛け、袴笠ヲ着セテ上總躍トイフモノヲセサセムトテ、一度ニ火ヲ被レ付ケル程ニ、皆一同ニ、アラ熱ヤ

難レ堪ヤト叫ブ聲ハ、是ゾ誠ノ叫喚ノ罪人ノ苦患ナルベキト見ルニ、心暗レ胸塞リテ、哀ナリケル有様ナリ。多直喜
家の臣上月十郎、矢島某、殺されたる時の事也。○源平盛衰記卅一、千葉足利催促ノ事。上總介弘經ハコノ事ヲ聞キ、遲參ニ恐レテ當國ニ
井ノ北・井ノ南・廳ノ北・廳ノ南・マウ西・マウ東ヨリ始メテ、國中ノ輩背クヲバ打チ、隨フヲバ相具シテ一萬
北伊南ノ南は伊井
余奇ニキテ忠國守ニ來テ、自入シテノミ。○十四、上總ノ國ノ主八ヶ郡賀經、幾、日ヲ吉ナカニカニ參リテ。

○四十一、盛綱渡藤戸兒島合戦。佐々木三郎ノ家ノ子ニ、上總國ノ住人和比八郎平塚ノ侍、讚岐國住人加部源次ニ組シテ討タレタリ。八郎ガ從兄弟ニ小林三郎重隆トイフ者。紀伊國名所圖會一下、白雲山報恩寺開山大僧都日順上人、上總國小西ノ學舎ニ研究スル事十有年。○外國通覽。上總ニテ件ノ船濃比須盤國ニ行クノ船ナリ。手廻ニサセラレテ、田中左次郎等ヲ遣サレテカ、國主ニ御書ヲ賜ウテ、珍奇ノ物ヲ貿易セラル。御書ニ慶長十六年孟秋中院トアリ。○狂歌奇人譚後編上。酒廻屋呑安。呑安は上總國刈谷といへる所の人なり。氏は鈴木、名は貞靜ヤス、字は子直、別號を蓬山人、又敬齋とよぶ。酒を造りてなりはひとつ。○白石手簡三カモメなどにも、考拙見外に一類にして、大小同じからぬ三種候。こなたの河中に見え候ものは、中なるものに候。昔、年々に上總へ渡り候時、海中の洲に見及びし者は、こなたの河中に見え候者を、四ツも五ツも兼ね候程大きく候物に候。○鎌倉大雙紙。上杉修理亮憲勝暦元その子幸松丸とて十四歳、三男幸若丸十二歳にて有りしを、郎等石川入道覺道供にて鎌倉へ参りければ、將軍大きに感じて、弟をも中務少輔朝宗と名づけ、上總の國を賜はりけり。應永二年三月海藏寺本二月、關東の執事被仰付。大懸の先祖これなり。應永十七年五月の比より、公方滿兼御病氣もつての外にして、七月廿一日一本御年廿三一本にて御早世あり。勝光院殿と號す。大懸の管領朝宗入道禪助は、この君を抱き育て可レ申、七十に及ぶまで御後見にてありければ、御吊ひの時より我家に歸

らず。僧衣を着し、上總國長柄山胎藏寺に隠居して、小櫃應永廿三年十月四日、鎌倉亂禪秀方に白井小櫃とあり。氣生坂にて禪秀方

防死。

○日蓮大聖人御傳記、東條左衛門景信、聖人を小松原に失ひ奉らんと企つる事。それより上總國おきつ村もはらへ入らせ給ひて、また鎌倉へぞ越え給ふ。四、子安の曼荼羅の事にうつす。庄と國は、上總茂原の邊すだといふ處にて、すだの五郎と申ものにて侍りしが、他生の縁に結ばほれ、この新曾よしのぞに住み侍り候。聖人その頃武藏國新曾といふ處を御通りありけるに、俗一人いで向ひ奉り、御祈を遊ばされ被レ下候はば有がたかるべき由を申しけり。聖人いかなる人ぞと御尋ね有れば、かの者申すやう。(以下闕文)波木殿への御消息の事。湯よりかへり候はんほどは、上總のもはらの殿の本に預けおき奉るべく候。○法花七里通船一名忠孝比玉傳文政八年刊六卷、上總養拙庵の文の戯作、酒井定隆の事をいふ。少しもとる所なし。○守愚、鎌倉實記四、賴朝石橋山旗上之事。大將の御馬傍には那古屋橘次上總衆按するに、この書妄作と覺しき事多し。この那古屋も房州那古を思ひたがへしなるべし。

○本朝武林傳五十八。太田備中守資宗、慶長十五年庚戌九月、承天大神君尊命、繼父之家督、以領上總國野田山本百石之地。子當時者也とあり。以てその時代を見るべし。

○稻光舍窓懲富保トシザ一名安見至天。見聞隨筆。佃町・松代町・代地を、アヒルといふ。娼女の衣裳、さらさ木綿板小縮縮など少し肩入して、裾廻し黒木綿を用ひ、何れも醜き娼女の姿にて見世の潜戸の内に並び居けり。客これを見たて、揚げけり。價晝六百穴、夜四百穴なるゆゑ、四六見世といふ。この處、今盛なれども、元は極賤しき客ばかりて、價を惜みて、六百四百文の内を廿四文十六文位づ、不足にして、蟻に通して遣る故、娼家の僕これを受取りて、

元偽は深川

この御足は短うござりますといへば、客人答へて、警ではあるまいしといふ。アヒルと地名するも、錢の事を御足と通言する故なり。この佃町は、その昔、佃島の漁師この處を置の乾場とせし故、佃町の名あり。又置乾アヒルといふをアヒルアヒルと俗誤りて言ひ習はせしと、或翁の物語りし事あり。アヒルと地名するも、錢の事を御足と通言する故なり。この説共に誤れり。アヒルは上總畔蒜郡の故地なり。

○江戸志八。青山權田原權太家は藤原の姓にして、權太左衛門宗信、足利將軍義輝公に仕へ、云々。關難間記に曰く、慶長十九年七月、權太小三郎於江戸死。有故、家財收公せらる。と有れば、疑ふらくは、この人の居宅の跡なるべし。

○諸家人物誌上。字子廸、本姓ハ宇佐美、名ハ惠トイフ。子廸ハ字ナリ。俗稱ハ恵助、上總ノ人、瀧水ト號ス。或ハ優游館ト稱ス。徂徠ニ學ンデ出雲侯ノ文學トナル。著述、絶句解考證、拾遺考證輔儲編、南留別志古文矩、四家雑。

○南總池澤昂、字伯駒。

五山堂詩話九

○先哲像傳四、宇佐美瀧水。瀧水墓碑銘は服元立の撰文なり。瀧水先生諱惠、字子廸、南總人也。鄉有瀧水、因號焉。始教ニ總人、以桔槔摻水。又見ニ南總之東海多レ颶、漕粟船時々覆没。謂、海口開レ港容レ船、瀧水則有レ所レ泊。可以無患。是非私利。聞ニ之官而事不成。居民到ニ于今惜之。

○明惠上人の父平七、武者重國、紀伊國在田郡石垣庄吉原村の人なり。源平の亂に上總に於て戰没せし事は所遺跡記にいへりとぞ。この後、平氏より上總へ兵を出せし事なし。いかゞ。

○細川玄旨東國陣道記。上總國昨夢齋陣中切々訪來付與行。六月廿二日。まつによゝ八千くさの濱やあきの浪。

○相馬日記三。上總國花岡下總國相馬郡筒戸村普門山禪福寺本尊。○扶桑鏡八九、木志子成木志子成が事。上總國佐貫領木志といふ所に、百姓市兵衛といふ者あり。同書十二、肥前島原大津波の事。今は昔、九州肥前の國島原城下に、立田昌庵といへる醫師あり。云々。この談、玉前明神・馬加明神の参考とすべし。○保元物語一、官軍勢汰事。上總には介の八郎。平治物語一、信西子息被レ有ニ遠流一事。法橋寛敏は上總國。源氏勢汰事。上總介八郎弘常田にて義朝に別る。勢

○野藪談話七、川越領の水怪の話。川越領石渡の渡なる入佐の製婆坊といへるカッバ、上總の姉崎より奈良輪の間にて、書を川越の喜兵衛といへるに託して、妻の久米の曼陀羅といへるカッバに遺れる事あり。○名物鹿子露月年刊中、小田喜鯛。雛ごとに鯛献上やをだきより。

○望陀郡勝村に山城權現社あり。富永山城守を祭る。今、領主富永氏駿河臺に居る。

○百井塘雨が笈埃隨筆に、上總國布施村景清の古墳の事をいへり。おぼつかなし。三石匠上下の總別には、石なく皆赤埴なり。故に家作等にも至りて不自由なり。然るに、一ノ宮玉前明神の濱邊に、自然と三四の礎とすべき程の石を寄せ有りけり。これを神に申下して、その用に備ふと。按するに妄説なり。

○龜岡後日草に、明和六年、東海の鰐といふ魚北海に生じ、南海のまながつを東海にあがる。凡あるべき物その地になく、あるまじき物その地に生じ、海魚河にてあがり、中にもたこといふ物上總の國に集まり、九十九里といへる處にては海の色も見えずなりけるとなり。○深谷記稿本。上總は智場殿、安房は戰場。○北條九代記四、千葉介召捕、阿靜房安念、付、謀叛人白狀、并、和田義盛叛逆滅亡。和田左衛門尉義盛ハ、上總國伊北莊ニアリケルガ、コノ事ヲ聞イテ急ギハセ參ジ、御所ニ伺候シテ對面ヲ遂ゲ奉ル。八、上總權介秀胤ハ、泰村ガ妹聟ニテ、

總州一ノ宮大柳ノ館ニアリ。青砥左衛門廉直。ソノ先祖ヲ尋ヌレバ、本ハ伊豆ノ國ノ住人大場十郎、近郷ハ承久ノ兵亂ニ宇治ノ手ニ向ヒテ目ヲ驚カス高名シケレバ、ソノ勸賞ニ、上總國青砥ノ莊ヲ給ハリケリ。十一、賴綱入道果圓反逆。嫡子宗綱佐渡國ヘ流サレシガ、程ナク召返サレ、二タビ管領トナリケルヲ、又罪有テ上總國ニ流刑セラル。回國使私欲非法、付、羽黒山伏訴。去ヌル二月ニ、上總國ヨリ一人ノ羽黒山伏ヲ搦メトリテ鎌倉ニ参ラセケルヲ、由井ノ濱ニテ首ヲ刎ネラレテ候。○新編鎌倉志二、瑞泉寺題偏界一覽亭。伊北ノ嘉運。看屋最高峯。頂居眼光逼塞。誰裏好生觀也。好生觀大地山河歸自己。大御堂谷。元久二年ニ實朝ノ時、勝長壽院上總國普生庄十二箇郷ノ事トアリ。○木焼卿漫畫一名榜隨筆上。上總ノ人ノふどしおふさぎトイフ。犢鼻禪、順和名抄ニ、太布佐幾トイフ。今、上方ノ人ハふとشتトイフ。關東ニテハふんどشتトイフ。上總アタリニテハたふさぎトイフ。或云、和名ノ太布佐幾ハ、股ふさきノ上署ナリトイフハ、萬集假名ヲ讀ミ得ザル後人ノ強説ナリ。承久記ニ、佐々木ガ宇治川ヲカチワタリセシニ、裸になり、たふさぎばかりをかきてトイアリ。古ハ太布佐幾トテ中華ノ犢鼻禪ノ制ノ如キ物アリシニヤ。今、ふどしひ賤者ノ服ナルベシ。史記相如傳ノ註ニ、釋名曰、犢鼻禪貫也。貫ニ兩脚、上繫腰、中下當ニ犢鼻ト。特鼻ノ穴處ハ足ノ三里ノ上ナリ。コノ制ヲ思フニ、今ノ猿股引トイフモノニテ、ふどしこハ非ズ。中華ニモ賤者ハ兜肛トテ囊ヲ作り、前陰ヲ掩フ制アリ。禪ハ榜ナリト註スレバ、はかまノ形ナルベシ。

○新編鎌倉志八。能仁寺舊跡本尊建立弘德二年三月七日始レ之。上總州法眼朝榮佛師と見ゆ。作レ之。

○東野遺史名松憲漫錄。上杉兵庫頭憲房上州平井城住子なかりしに因て、足利左兵衛晴氏が弟賢壽丸を後とし、兵部大輔憲寬と稱しけるが、家人一和せざりしかば、憲房が子四郎憲政九歳なりしに家を譲り、其身は房州の里見刑部大

輔義堯に因て、上總國市原郡宮原へ退隱し、本姓に復して足利左馬頭晴直と號す。

○上杉政虎取平井城。この條に、北條左衛門大夫綱成、有吉城に村岡^{北武}河原合戰^{原上野介胤繁、土氣・東金兩酒井追ひ}椎津等防戦す。上杉^一、永祿十二年、土氣・東金、北條上總介に^{里見刑部大輔義堯と戰ふ事あり。}一、從ひ、甲州勢と三増嶺に戰ひて敗る。二、房源里見。上總萬喜。武田右馬介信長、後に眞里谷和泉守武定。子勝左近將監眞勝、萬喜城主なり。久下田蟠龍齋長南勢合戰。久留里城合戰。三、國府臺合戰。里見勢のうち武田八郎眞榮・眞里谷三河守信高・伊北佐衛門尉・伊南九郎左衛門・長南七郎・長北右近大夫あり。四、豊臣氏賜レ兜。本多忠勝。豊臣氏宇都宮在陣の間、上總國長南へ飛札して、本多中務大輔忠勝を召さる。五、武田晴信^{文祿九年}箕輪政兵船を艦し、上總三船の臺に陣を取りて攻めんとす。義弘も領内の士卒を集め、三船に出張す。初度の軍に逗留の間、萬喜の土岐少弼入道慶岸、文書を以て麾下に屬せし事あり。里見北條和平。天正五年四月上旬、北條氏政兵船を艦し、上總三船の臺に陣を取りて攻めんとす。義弘も領内の士卒を集め、三船に出張す。初度の軍に南方大に打負け、重ねて一戦催し有りしが、氏政和議を入れ、人質を取りかへ、兩家陣を拂ふ。里見義弘卒。付、義頼爲嗣。六、千葉介邦胤横死條。土氣の酒井伯耆守康治、東金の酒井左衛門佐重光^{秩父}正木正康配立。小濱城合戰。萬喜城合戰。發坂峠合戰。正木時茂攻^ニ萬喜城。東金の酒井左衛門佐重光が子金三郎等を麾下に召出され、云々。七、山中城陥、椎津隼人正戰死。葦山城兵の中に小机修理大夫。八、岩築城陥。關東御入國の時、一番乘討死。この功を賞し、佐原作右衛門義成、その子佐原作十郎重成を三浦監物と改め、上總にて一萬石を賜ふ。鉢形城陥。忠勝は房總の諸城を伐つべしと命じければ、佐倉・古河・關宿・長南・萬喜の諸城を抜いて、上總の押へとして長南の城に在らしむ。

○俳諧一葉集三。賤の女が上總念佛に茶を酌みて。翁。○八坂兵次家の社の脇に弘治年間の鰐口有り。○報恩寺村

報恩寺に古鐘あり。銘長柄郡カヤハ村とあり。○ツクマチツクマヒ。佐瀬^{市原}郡にも五井^郡にもあり。兩柱を立て、上に布を張り、それに手をかけて倒垂す。クモマヒこれなるべし。○謡歌。細田ノヤ^{高祖は日蓮}節平松ヤ^{コナ}日蓮記^{大菩薩、コ}でながめよ。夏見地名。

たんだ一こと山ほとゝぎす。上總の國へいつて見たいの。うぬし(汝)がきたたまげ(驚く)べえサ。

さんぶくときしうつ波も、末は鹽屋の煙となる。

あれ見さいな、寒川橋^{下總}地名を見さいな、子供が三人小ぶな釣る。

○續武將感狀記十、富永山城守政長、上總國勝村に終れる事を載す。今、山城權現といふ。

○本朝武林傳二十。榎原忠政^{大須賀五郎左衛門}、後號^{出雲守}大神君領^ニ關左八州^一日、賜^ニ久留利城^ハ、食^ニ三萬石[。]横須賀^{初遠州}四十七、井上主計頭正就、弟清兵衛正重は、寛永四年、任^ニ筑後守[。]同十年爲^ニ大監察[。]同十七年於^ニ上總國^一賜^ニ一萬石[。]二十五下、本多^{五月天正十一年}上旬、發^ニ小田原^ハ、徇^ニ江戸[・]佐倉[・]土氣[・]東金[・]廳南等諸城[。]秀吉^{天正十八年}請^ニ大神君^ハ使^ニ忠勝守^ニ廳南城^ハ以上總下總兩國合平^シ鎮之[。]大神君^ハ使^ニ忠勝於^ニ上總賜^ニ十萬石[。]居^ニ大多喜城[。]同慶六年、改^ニ大多喜[。]賜^ニ勢州桑名城[。]大多喜賜^ニ一男忠朝[。]忠則舍弟政朝^{甲斐妻}奉^ニ仕兩公[。]元和元年之役得^ニ首級[。]同年、依^ニ鈞命^ハ叔父忠朝遺跡大多喜五萬石[。]五十五、高木、同慶五年、關原役亦相從、此年於^ニ上總國^一賜^ニ千石地[。]元和元年夏、再大坂役屬^ニ青山忠俊伯隊[。]五月五日、於^ニ天王寺^ハ、拔^レ衆接^ニ敵兵^ハ被^レ刃[。]他日、將軍相國公賞^ニ其功績^ハ於^ニ上總國新加^ニ增千石[。]五十八、同慶十九年庚戌九月、備中守資宗、承^ニ大神君尊命^ハ繼^ニ父之家督^ハ、以^ニ領^ニ上總國野田[。]山本五百石之地[。]寛永五年四月、從^レ公至^ニ日光山[。]同年秋、上總下總之兩國內、賜^ニ一千石之領[。]都合四千百石

(こゝに耽奇漫錄六、大根をろしの繪がある)

○寶永元年の印本夕顏利生草三卷に、夜食支度にそばきり打てとて騒ぎまはり、朝鮮焼のからみ付が見えませぬ。云々とあれば、その頃より、こゝに載する所の大根をろし有りしと見えたり。

中古の山葵をろし考。

柳亭主人記。

○四神地名錄に、竹にて製りたる山葵をろしの事を辨じて、古代の器なる由を記したれど、これはさまで舊代のは有るべからず。又、かの書に見えたるとは異なる一種の製作あり。左に圖するが如し。

(こゝに繪がある)

今、上野また上總にては、この器を用ふる所あり。遠國には猶有るべし。上總にては常の如く銅にて製りたるを山葵をろしといひ、これをほろぐをろしといふ。さて元祿の頃までは三都にても専らこの器を用ひしなり。偶按するに、下野にてこの器を鬼をろしといひて、これにて大根をろし、膾などに用ふ。わさびをろしにてをろしたるに比すれば、いたく粗大なり。

俳諧江戸廣小路六年印本。不ト撰、延寶

吳竹や大根をろし軒の雪。心色。

竹の間より雪の落つるが、大根をろすやうに見ゆるといふなるべし。銅器のわさびをろしにては、此句聞えず。

言水後様姿天和二年印本。

前句雲生じ杓子の化てまねくらん

附句わさびをろしの鱗いかれり

○輕口御前男样刻年號なし。按するに、一の巻に云く、尾張の國あしげといふ所は大根の名所なるが、ふとさ七尺

まはり、長二間半の大根生ひたり。これは珍しき物とて、頗て禁中様へ差上げらる。この大根、紫震殿のきだ階あがらず。公家衆不思議をなしけるに、かの大根臆病者にて、紫震殿のきだはしを大根をろしと想うてあがらなんだ。階にとりなせし話よく合へり。この冊子の作者は大坂なり。廣小路の撰者不トは、江戸の人なり。後様姿は、天和二年の春、言水が江戸より上京せし折の獨吟なり。これらの書を以て考ふるに、三都にても昔はこの竹の山葵をろしを用ひしものなるべし。明暦時代の屏風に繪にもあれば、銅器のわさびをろし古より有りしものなるべし。かの竹にて製りたるは、大根のみをろせし物ならん。或人いへり。されど山葵をろしの名あれば、ふるくはわさびをもをろせし物か。按するに、これらの大根をろしにてをろしたるは、今の銅の器にてをろせるとは、いたく異にして、用ひる所も亦異なり。大かたこれらの器にてをろしたるは、汁のみ醋のものなどに料理するなり。蓼太句集上、庚辰の春家を失ひて、南總吏仙が莊にありける頃、杖たてゝさゝげ這はするやどりかな。下、上總千種濱。しら波の染にあがるや千種まで。山紫と千種の濱に遊びて、新酒あり鯛に鮓の所望せむ。二集下、上總原淺間。枯殘るものに海あり上總山。橋上總可良道曰く、庚辰は寶曆の十中高根村の内、久保の伊藤玄蕃。

○原善先哲像傳三。日本國徂徠先生小傳。金匱錢泳撰。

父方庵以醫術、官於大府。延寶中坐事貶上總。時茂鄉年十四。亦隨父行、而喜讀書。穎敏不群有遠志。上總三面皆海。雜處干田夫野老。蟹戶巖丁中既乏書籍、又無師友。偶繙舊筐、得其大父仲山府君手抄大學諺解一冊。熟讀深思之。右梅溪先生所撰、物茂鄉小傳一編。是據日本原善公道所著先哲叢談爲之損益、成文。

非先生臆說一也。

○紀伊名所圖會、中言神社條。天治中、禁庭に於て笠掛・犬追物・流鏑馬、これを三ツ物といふ。その始は、野國那須野原の古狐を狩らしめられし時、安房國の住人三浦介義純・上總介廣常兩人を禁庭へ召寄せられ、是を御興行ありしより、三ツ物の始なりとぞ。○松崎筆記上、犬大蛇を噛む。明暦の頃、上總國新田村に、清水太郎右衛門といふ百姓、用心のため犬を飼ひ置きしが、この犬三日見えざりしを、定めて打殺されけるよと思ひ居たるに、門の闕を枕として伏し居けり。その邊に道谷だうやつとて深き大池あり。いかなる旱にも水減少せず。その池に住みしウハヤミ、かの犬を呑まむとて犬に喰殺されしなり。その後水乾きけり。同下、神子上典膳は、その先、勢州の人、萬喜少弼に仕へて上總に居す。或時、一刀齋上總に來りし頃、試みて當るべからず。因て一刀齋が弟子となる。下畧。

諸國圭齋錄。安房。	御朱印 朝夷郡石堂村	平群郡原村 安房郡稻村
十五石曹洞宗慈恩院	高五石餘天台宗石堂寺	五十八石五斗餘五山派興福寺 一石八斗滿藏寺 二石四斗餘玉龍院
吉保村	同村	長狹郡橫尾村 平群村下佐久村 本織村
五石長安寺	同村	五百七石九斗餘延命寺 百二十
六石一一斗瑞龍院	平群郡原村	朝夷郡自濱村 平群郡本名村
五石一斗餘福壽院	朝夷郡白濱村	安房郡安布里村 神戶村
五石光明寺	平群郡佐久間村	十五石餘日本寺
三石長樂寺	平群郡佐久間村	十五石源慶院
三石龍淵寺	安房郡安布里村	十石智恩寺
二石福生寺	山本村	十石賴忠寺
七十五石八斗古	山本村	眞倉村
七十五石八斗古	山本村	長狹郡
一百七十一石五斗八幡同寺	那古村	安房郡八幡村
二百三石九斗餘新義真言寶珠院	那古村	前禮尾村
百九石二斗那古寺	安房郡八幡村	安房郡八幡村
一百七十一石五斗八幡同寺	河名村	安房郡八幡村
一千五百石小綱寺	洲崎村	安房郡八幡村
六石圓光院	竹原村	安房郡八幡村
五百石淨蓮寺	洲崎村	安房郡八幡村
五百石吉祥院	洲崎村	安房郡八幡村
三石五斗餘持明院	河名村	安房郡八幡村
一二石觀音寺	長田村	安房郡八幡村
一千五百石密	平群郡佐久	安房郡八幡村
十九石八斗密藏院	瀬戸村	安房郡八幡村
四十石真野寺	長狭郡川代村	安房郡八幡村
九石四斗餘德藏院	瀬戸村	安房郡八幡村
七石神照寺	船形村	安房郡八幡村
七石大福寺	船形村	安房郡八幡村
六石常光寺	大貫村	安房郡八幡村
六石福滿	合渡村	安房郡八幡村
百七十七石九斗餘清澄寺	朝夷郡平南村	安房郡八幡村
五十石圓藏院	朝夷郡平南村	安房郡八幡村
十二石七斗餘小松寺	朝夷郡堅田村	安房郡八幡村
十二石圓正寺	朝夷郡長須賀村	安房郡八幡村
十二石來福寺	朝夷郡瀬戸村	安房郡八幡村
十石一斗餘金仙寺	山本村	安房郡八幡村
十石圓明寺	北條村	安房郡八幡村
六十石淨土宗金臺寺	大國村	安房郡八幡村
四十二石大巖院	大國村	安房郡八幡村
四石一斗長泉寺	平群郡原村	安房郡八幡村
五石四斗餘正吽寺	長狹郡小松原東條村	安房郡八幡村
五石秀明院	朝夷郡加茂村	安房郡八幡村
四石金乘院	朝夷郡加茂村	安房郡八幡村
六十二石大巖院	朝夷郡加茂村	安房郡八幡村
四石一斗長泉寺	朝夷郡加茂村	安房郡八幡村
五石三斗餘西行寺	長狹郡平塚村	安房郡八幡村
五十石法花宗誕生寺	朝夷郡平塚村	安房郡八幡村
五十石六斗餘妙本寺	朝夷郡平塚村	安房郡八幡村
三十石鏡忍寺	朝夷郡平塚村	安房郡八幡村
三十石四斗法花寺	同村	安房郡八幡村
五十石修驗道正善院	同村	安房郡八幡村
四十六石四斗本山修驗大山寺	同村	安房郡八幡村
十五石瀧看院	岡本村	安房郡八幡村
五石八幡同院	岡本村	安房郡八幡村
四石牛頭天王川崎美濃	岡本村	安房郡八幡村
四石不入斗村	岡本村	安房郡八幡村
大井村	太神宮村	安房郡八幡村
石吉祥院	太神宮村	安房郡八幡村
十石小鷹明神高山大和	太神宮村	安房郡八幡村
八石羊宮石井伊織	太神宮村	安房郡八幡村
七石洲宮大明神小野信濃	太神宮村	安房郡八幡村
石三斗手力雄大明神黒川若狭	太神宮村	安房郡八幡村
三十石四斗餘正一位太神宮岡島大藏	太神宮村	安房郡八幡村
十二石八幡糟谷左近	太神宮村	安房郡八幡村
十石山宮大明神秋田民部	太神宮村	安房郡八幡村

高合二千一百五十五石一斗。按、八十二ヶ所也。

浦玉美周遊談二、水吹き出し、寺忽ち埋りし事。安房國恵美村といふ所に、禪宗にて古泉院と申す。二十石の御朱印地なり。寛政の初、四月八日の朝。圓光大師行狀畫圖翼贊二十八、傳本二十八。武藏國の御家人津戸の三郎爲守は、生年十

八歳にして、治承四年八月に、幕下將軍兵衛佐石橋の合戦の時、武藏國より馳せ参じて、後、安房國へ越え給ふに
も同じく相隨ひ、處々の合戦に忠を致し、名をあげずといふ事なし。云々。

饅頭石。

新著聞集八、雜事篇。寛文五年、房州平群郡龜崎、大蛇光を放つ。

高橋景保地勢提要。安房洲崎村、極高三四度五十八分半、經度東三度五十八分、從_二東都_一橋日本至_二永代橋_一沿海四十三里八丁五十七間半。島嶼、安房通計六。

山内藤の
云々不明の
山内の先祖なりし。越後安房兩國を被レ下。鎌倉の御後見には山内藤の先祖これなり。

東野遺史三、國府臺合戰里見のうちに、丸彦四郎・金靴藤次・安西伊豫守・同助次郎あり。本朝武林傳四十。慶長十九年春、里見安房守、放ニ舊國房州、遷ニ伯耆國一時、左馬介政長、

受ニ鈎命一檢レ之。守忠隣之聟。故如レ此。

那古の觀音は南より西かけりて山内に來りて、廣く、西は伊豆の岬まで目近く見渡し、景色面白かりければ、暫し坐して詠め居たりしに、所の老人傍に來りて四方山の物語せしに、その老人いふ様、さても天地は不思議なるものなり。某幼き時より毎日この舞臺に來りて遊びしに、その頃はこの舞臺の下まで海にて波打寄るを、釣するに舟など行きかひて面白かりしが、いつしか此海を眺望

の如くに陸路になりて濱となり、松ども生ひ出でて大に景色變せり。是見給へ、海までは十丁許も隔りぬといふ。
上總のか
崎た北も出か
實に舞臺の造り様は、がけ作りにて、海にも臨みたる様子なれど、下の方は沙濱にて松生ひ、海までは遙に隔れ
總海は絶
えて見え
云々と云臺え
り。いと怪しと語れり。余も西遊の時に、播州高砂に遊行せし頃聞きしに、高砂の海に小き島あるに、その島漸
々に陸の方に寄り来るといふ。二三十年前とは大に近くなれりとぞ。これも彼の房州の地の理なるべし。
計送レ君兼送レ秋。
詩聖堂諸集八。天地樓席上、送_ミ林積山歸_ニ房州。山色江聲欲レ結レ愁。房州歸客_ニ歸舟。天地樓上送_ミ秋月。何
なたがひひん。し名なお云
考あり。

利益は妙法を弘め給ふ。化縁隨類をば、安房國長狹郡東條の郷かたうみ市河村小湊といふ所にあらはさせ給ふ。その姓は三國氏にて、聖武天皇の孫、父は三國大夫なり。母は畠山の氏族にて、をさな名を梅菊女（むめきく）といへりし。
その間夢想の事あり。頃は、人皇八十五代後堀河院御宇、貞應元年壬午二月十六日の午刻に生れさせ給ふ也。異香家ににはひ、日のかげ棟を照し、星の輝き天にかかり、俄に泉わき出で、近き海邊に青蓮花ひらけたりし。其所を蓮花淵と名づく。また、家のほとりに方一丈あまりの池水あり。いかなる旱にもかはかず。長雨にもあふれず。潮交れどもしほならず。この水を上人の産湯に奉りしゆゑ、かかるふしげのありけるとぞ。今にいたるまでうぶゆの水とてありし。今かの處に高光山誕生寺とて寺あり。中老日家の草創とかや。長狹郡に清澄寺といふ寺あり。聖人をさな名を善日丸と名づけ奉る時、十二歳にして彼の寺の道善御房を師匠としつかへ給ふ。頃は四條院の御宇、天福元年壬午五月十二日に始めて入寺し給ふ。抑、清澄寺と申すは、台家の一流慈覺大師の建立、本尊は虚空藏

(菩薩)なり。此尊は明星を垂跡とし給ふ故に、寺に明星池といふ池あり。聖人初發心の舊跡この所なり。聖人出家の御假名は是生といひ、實名を蓮長と名づけ奉る。その後、みづから日蓮と改めさせ給ふ。上の一字は御母の瑞夢をかたどり、下の一宇は蓮花のたとへにことよれり。聖人の御在所安房國は遠國にして、寺あれども法友なく、人あれども學匠なれば、鎌倉へ出でさせ給ふ。品川妙國寺の前に着きしなるべし。聖人法花宗を建て給ふ事。聖人法花經の御弘通功積り、其德盛んに增長して、法花經弘るべき時いたりけるにや。御歲卅二の春三月廿二日の夜より、室内にとぢこもりて一七日満じ、忽然として大悟し給へり。同じ廿八日、朝日に向ひ掌を合せて、數十遍ばかり始めて南無妙法蓮花經の七字を唱へ出し給ふ。午の刻に、淨圓坊を初めて大衆をあつめ、念佛無間禪天魔等の法門を演説し給へり。聖人愛染不動明王を拜み給ふ事。此一紙後に日興へ下されけるが、今は安房國妙本寺にありとかや。御消息にいはく、建長五年四月廿八日、安房國長狹の郡の内東條の郷、今は郡なり。天照大神の御厨あり。右大將家のたて給へる日本第二の御厨、今は日本第一也。此郡の内、清澄寺諸佛、房の持佛堂の面にして、午の時に此法門申始めて、今に廿七年。云々。聖人安房國へ下向、并に、御母よみがへり給ふ事。安房國長狹の郡西條花房の郷蓮花寺、東條左衛門景信。西條青蓮坊。天津と申す所地頭工藤左近丞・左藤治。一ヶ坂。東條左衛門景信、聖人を小松原にて失ひ奉らむと企つる事。附、景信十羅刹女の現罰の事。聖人その頃同國西條の青蓮坊にすませ給ひしが、東條の左衛門景信といふ者、一國の念佛者にかたはれて度々聖人へ問注ありけり。聖人悉く道理たて、文證を引き、不審を晴し、念佛無間の明かなる義を強く返答ありしかば、道理は聞き分けずして景信大に怒り、遺恨を含み居たる折節、十一月十一日に東條景信が家の前なる大道小松原を、その日

の西の刻ばかりに通り給ふを、宿意を遂げんとや思ひけん。數百人俄に催し、道を遮り、聖人を中にとりこめ、左右より圍みたり。召連れ給ふ十人ばかりの内、物の用にたちぬるは僅に三四人、射る矢は降る雨の如く、打つ太刀は電に似たり。御弟子鏡忍坊日曉は當坐に討たれぬ。かゝる所に、天津と申所の地頭工藤左近丞・左藤次二人は、此事を聞きつけ、驚き騒ぎ馳せ参る。防ぎ戦ひしが、二人共に重き手を負ひ、聖人御首に三寸の疵を蒙り、左の御手を折られ給ひて、一が坂に引き退きをはします。それより天津へ入らせ、暫く御疵を御療治ありけり。七、安房國光日坊御返事。附、彌四郎事。光日坊といふは、安房國天津といふ所の女人なり。聖人へ文奉り、去々年六月の八日に、ひとり子の孫四郎に後れまるらせ候。下署。報恩抄御製作の事。建治二年七月廿一日、報恩抄二卷を撰び、佐渡公日向を御使として安房國清澄山淨顯坊の許へ贈り給ふ。御師匠道善坊報恩の意趣を記し給ふ。故に報恩抄と名づけられしなり。七、建治三年四月十日、富木常忍へ答へたる文。清澄の明智と、圓智とは、本は日蓮が朋友なりし。法花建立の後は敵となりて、現に白癩病の身となり、長樂寺の道阿彌は盲目となりぬ。國中の疫病は頭破七分なりと。云々。九、淨顯坊へ御本尊被遣事。道善の御坊の同宿、淨顯坊・義淨坊は、聖人の御童形の時の後見なり。そのかみ東條の地頭景信が怒にて、清澄山を出でて居られけり。九、御遺物配分の事。御絹、安房國新大夫入道殿。小袖一、安房國淨顯坊。小袖一、同國藤平。

保元物語一、上皇三條殿御幸事。附、官軍勢汰事。折節東國ヨリ軍勢上り合セテ、義朝ニ相隨フ兵多カリケリ。安房ニハ安西金餘、沼ノ平太、丸ノ太郎。二、白川殿へ義朝夜討ニ被レ寄事。安房國ノ住人丸ノ太郎モ、鬼田與三ニ脇立射サセテ引退ク。平治物語一、信西子息被レ有ニ遠流一事。信濃守惟憲ハ安房國。

空華日用工夫略集一。貞治六年丁未四月廿六日、又、告府君基氏遂薨矣。遺命葬于瑞泉精舍。乃捨于安房郡安房莊、爲冥福之資。

北條九代記四。朝比奈三郎義秀ハ、健ナル郎等六百余騎ヲ一所ニ招キヨセ、濱面ニ打出デツ、船七艘ニ取乗り、安房國ニ赴キ、行方シレズ隠レタリ。八、金鞠藤次行景家人小野寺小次郎左衛門尉通業、房州ノ人ナルベシ。

續武將感狀記五。安房國峰岡ノ領主猶井原三郎左衛門義猛トイフ人アリ。

上野名跡志三。確水郡里見村。東鑑ニ里見太郎義俊、同冠者義成、同小太郎。同文暦元年十一月廿八日、前伊賀守從五位下源朝臣義成、卒、七十八。號ニ里見。是幕下將軍家寵士也。親疎莫レ惜レ之。云々。大日本史に、義俊子義成稱ニ里見冠者といふ。鎌倉九代記、里見修理亮、里見ハ源氏二十二代後胤、上野國里見ノ住人ナリ。太平記、里見伊賀守、同大膳亮、同藏人。

皇朝史略に、里見義胤・里見時茂・里見義氏。續太平記、里見伊賀守義昌・同十郎。後太平記に、里見氏。鎌倉大雙紙に、里見分倍ノ軍ニ深入リシテ死ス。結城城兵ニ里見修理亮。相州兵亂記に、里見治部少輔。武家系圖・鎌倉武鑑等に、義俊ハ新田義重三男。上野志には四男といふ。足利武鑑に、里見民部少輔義宗、上野トイフ。北條五代記に云ふ、里見ハ上野國里見ノ住人ナリ。義俊ヨリ義豊マデ十九代、上野ニ住ス。義豊ヨリ房州ヘ移ルトイフ。關東古戰錄に云ふ、安房國ノ里見刑部大輔ハ、伊賀守義成ノ九代ナリ。結城落城ノ砌自害シテ失セタリシ後、ソノ子又太郎義實、上野國本居ヲ離散シ、房州ニ落チ行キ、安西家ニ倚食シ、後終ニ國主トナルトイフ。十九代となり。九代はありべし。

新編鎌倉志二、莊柄天神江亭記。房之米、當之茶、信之銅、越之竹節。文明八年蕭庵龍統序中に見ゆ。同三、長壽寺開山、勅諡正宗廣智禪師、古名元和尙、行狀又革。房州天寧律居請師、爲開山禪刹。七、大巧寺、寺寶曼荼羅三幅共に日蓮の筆。一幅は祈禱の曼荼羅といふ。病消滅不老不死の七字を書き加ふ。「日蓮房州小湊へ還り、七十餘歳ノ老母ニ逢フ。老母頓死ス。日蓮悲哀ニ堪ヘズシテ祈誓ス。弘法ノ功空シカラズバ、再ビ命ヲ活シ給ヘト念ジ了ツテ、コレヲ書ス。忽ニ氣ヲ吐キテ甦ル。命延ブルコト四年ナリ」といひ傳ふ。光明寺寺寶、六字大名號大長幅、弘法の筆。長さ九間、廣さ九尺許あり。これを佐野の名號といふ。初、房州佐野金胎寺の什物なりしを、兵亂の時奪ひ取てこゝにありといふ。弘法佐野の砂場にて下書を書かれたり。故に佐野の名號といふなり。長勝寺。日隆は房州小湊の人なりといふ。

本朝武林傳五十八。太田新太郎康資、永祿年中還江戸城、後遷家於房州。天正九年辛巳十月十二日卒。春秋五十。葬房州。

上野名跡志五、那波郡那波芝日光道ノ驛ナリ。和漢三才圖會に云ふ、泉龍寺開山、白崖生禪師、名寶生、號白崖。姓橘氏。謁房州永源寺寂。室翁蒙示誨。同卷山田郡仁田山村。後上野志に云ふ、仁田山赤萩城ハ里見城人宗連居テ桐生ニ屬ス。天文二十四年、謙信ノ爲ニ滅シ、ソノ地ハ猶桐生ニ屬ス。永祿ノ頃、里見上總介實堯入道、安房國ヨリ流落シテ來ル。大炊介仁田山八郷ヲ割ケ與ヘテ居ラシム。元龜三年三月廿日、桐生又次郎ガ爲ニ滅ス。谷山ノ砦ハ仁田山・小平ノ間ナリトイフ。巷談記に、里見甲州より落ち来るるとは、房州の誤なり。八山の砦へ引退けるとある八山は、谷山か。前上野志に、赤萩古城は里見上總入道居レ之。元龜三年壬申、桐生大炊介養子佐野天山、弟桐生又次郎攻取レ之といふ。

關東古戰錄に、景虎仁田山ノ里見藏人宗連が居城ヲ攻落シ、柄籠ル士卒ヲ追拂フ。云々。正傳或間に云ふ、永祿二年仁田山ノ斧ノ砦谷山ヲ攻取リ、在番衆ヲ討ツトイフ。

源平盛衰記四十六、闕官恩賞人々事。賴經朝臣ハ安房へ配流ノ由被宣下ケリ。

東谷遺史八、岩築城陷る。伊達與兵衛は元房州安房郡鶴ヶ谷八幡の神職の子なり。初、小田原に屬し、上總國池和田の城を伐ち功あり。後、武者修行して遠州城飼郡に至り、高天神の城主小笠原與八郎氏助が許に在り。渡邊金大夫・森中山是非助・林平吉・吉原又兵衛等、世に知られし勇士と肩を比したる剛勇の士なりしが、力竭きて櫓より笠を揚げ降を乞ひ、廿日、城を退る。明智軍記元祿十五年午歳一、諸國勘合の事。安房館山里見左馬助源義豊の子息義弘、三信長御居城被定。江州安土事。附、天守事。先年私秀巡國仕、安房國館山にて里見左馬助源義豊の子息義弘、三重の天守を建て候を致順見候。鎌倉實記四、賴朝石橋山旗上の事。こゝに於て賴朝いかなる思慮かましくけむ。諸將と竊密談あつて、佐々木四郎高綱に大將の姓名を賜はり、賴朝は安房國へ御渡海あらむとて、土肥の相山の館に入らせ給ふ。その夜、安房國獵島村主丸の長太、難風を凌いで御迎へに参る。又、三浦一黨の御迎船上總より来る。箱根の別當よりも雜餉を持ち來れり。廿二日治承四年八月の夜に入り、御供の大將七騎誰某未詳惣勢百五十騎、御船に召され、安房へわらせ給ひけり。石橋山の合戦は、源氏最初の軍にして、古今の記録事實不詳と、准后の説にも見えたり。琵琶法師に所載甚だ略して不委。東鑑に所記も可疑者多し。只、金澤本に所錄その事跡尤も然るべし。故に、この書に所記の石橋山合戦は、専ら金澤本に因て錄せり。金澤本、平家物語引用書目あり。武藏國淺草寺縁起に、人皇六十一代朱雀院の御時、安房守平公雅朝臣といふ人ありけり。天慶五年壬寅、房州前の司に

なりければ、千里の東路を出でて九重の花の都へ思ひ立チけるが、云々。

羅山先生神社考詳節。武州淺草寺觀音。朱雀院天慶五年、房州刺史安房守平公雅赴帝都。

白石手簡四。神田明神は、太田道灌江戸の城を始めて築き候時に、東國にて専ら尊敬し候へばとて、安房の洲崎の明神を勧請して、神田明神と祝ひ候由、永享記に分明に記し留め候事に候。

東野遺史三、太田康資叛小田原一條。國府臺合戦。里見の内に鷺沼源五あり。江戸の遠山丹波守直景・葛西の富永四郎左衛門政家は、被官の中にても勝れし剛勇の者なれば、人に先をせらば弓矢の耻なりとて、手勢を率し、遠山は行徳筋、富永は小松原邊へ打出でしが、云々。七、發坂峠合戦。里見勢の内に鷺沼七郎兵衛あり。

小田原衆所領役帳上。太田新六郎知行貳貫文葛西、長島高城。露月名物鹿子享保十年刊葛西海苔。をなもこぐ船の綱手やおぼろ海苔。築田綱引。をぼこ網ひくや鹿子の屋敷風。佃島の藤。その神の柄杓もおもひ出でて、又この島も、藤

さくや尾も長々し遠めがね。菊塙墨水遊覽誌、白髭大明神條。抜園翁の云く、和名抄に葛飾郡八島郷とあるは、この邊の事なるべしといふ。按するに、大島五本松の北、羅漢寺西、猿江の東。炮烙島小名木川の末、岡砂村にあり。、六派島岡砂村にあり。、牛島兩國駒止橋より北、石原中の柳島出村といひしとぞ。、牛島郷小梅洲崎邊までをいふ。以上六島あり。この外に二島の名ありて八島郷といひしが、またくはあながち八にも限らず。八は彌の意にて、島數多き故の名にてもあるべし。天和笑委集五、本庄深川の沙汰。藤堂和泉守牛屋敷同心の家々、門前町を始として、河岸通の町々、本庄の川筋に焼け出で齊藤月岑曰く、この時代本所邊す。便船集日、佗心子福盛。下總葛西高柳種彦用捨箱上。俳諧玉手箱蝶々子撰、延寶四年印本。行徳や汐みちくれば葛西のり。破扇。地藏尊順拜道するべ五才、四十五ばん、庵光阿。願寺地藏尊。本所也。日猿は重願寺。

富田永世上野名跡志四。群馬郡引間村に七星山妙見寺をのせたり。同書利根郡、延喜式民部式に利根郡、和名抄國郡の部に利根^止_補名跡考に、利根は尖りたる嶺多ければ利嶺の義なるべしといふ。利根川評判三下、文異なり。義經記に云ふ、利根川は上野國利根の庄藤川といふ所より落つ。云々。回國雜記評註に云ふ、利根川は上野國利根部の奥、陸奥・越後境の山々、信・野境の山などより出づるを水源とし、片品川・吾妻川を入れ、赤木山の西に出で、烏川・碓氷川・加布良川・神流川を合せ、上野・武藏の境を流れ、渡良瀬川・思川を入れ、栗橋にて二流となる。一の支流は武藏・下總の界を過ぎ、堀江村にて海に注ぐ。一つの流は下總・常陸の界となり、下野の毛野川、常陸の蠶飼川・櫻川・筑波川等の數川皆落ちて、末は下總の銚子にて海に入るなり。川幅五十丁、または七十丁、或は二三里の所もあり。本朝一の大河なればとて、坂東太郎といふ。櫻雲紀・南方紀傳・太平記等に、延文二年十一月、顯家郷と鎌倉勢上野國利根川にて合戦。長井の齋藤別當・別當實長兄弟、利根川の先陣して流死とあるも、さもあるべし。栗橋のあたりなるべければ、いと深かるべし。斯くも大躰の大河なり。片品川も利根・勢多兩郡の堺を流れて利根川に合す。撰集抄に、利根川のほとりに無相房といふ僧住みけりとあるは、いづくなりけん知りがたし。西遊行囊抄に、白井より沼田へ行く道、井出・岩本の間、十八坂七曲とて嶮難なり。梅野の橋十八間、利根川にわたす。井出は猪股なりといふ。江戸名所圖會に云ふ、利根川は利根郡文珠嶽の幽谷より發すと。

上總志料附安房志料（終）

葛飾誌略

【解説】本書の著者は、行徳在住の名主か何かであつたらしいことは想察されるが、氏名すらわからない。内容は凡例にもある通り見聞の儘を漫然と書き集めたもので、行徳及び船橋の記事が主となつてゐる。書中の年代計数は文化七年（一四七〇）現在である。「予若年の頃、俳友の勧めにより催主となりて發句の額を奉納せし也。今是を顧みるに我句の拙きを後悔致す也」の一節が見え、馬光の俳號も見えてゐるが、しかし、文化十年に刊行された新井（南行徳）の里正鈴木金堤撰「勝鹿園志手くりふね」の行徳俳人中には馬光はない。殆んど同時期同地方人の著述と思はれる兩書が、同一題目を取扱ひながら全然着眼を異にしたり、書中の何所を見ても終始没交渉であるのなど不思議である。（勿論、兩書の著者が同一人とは受取れない。）今こゝに収録したのは筆者所蔵の寫本であるが、誤脱が少くないので訂正を施した。著者は土地の實際について委しいが、紀年の干支や引用の古文詩歌には意を留めなかつたやうである。なほ本書を第八卷の「葛飾記」と併せ讀んだら興味深いものがあらう。（稻葉）

凡例

- 一、引用する處の書凡百十七部、をこがましければ、皆其目を擧げず。
- 一、此草紙、寛政の頃ふと思ひ立ち、見聞の所を三つ二つと反古に書き留めしが、世の經營に打捨てたり。又、文化の初め思ひ立ちしが、又、打捨てたり。よりて社宮村より末の方は、寺院なども文化四年迄の稱也。
- 一、世の營みに遑なく、夜分の閑暇に書き集めたれば、論なくも、書損多かるべし。重ねて閑暇を見合せ、認め直すべし。

下總國中城地 古河^{土井久世}・關宿^侯・佐倉^侯・堀田^{酒井侯}・小見川^{内田}・生實^{森川多古侯}・高岡^{井上侯}・但し古河・關宿・佐倉は城にして、其以下はみな陣營なり。

葛飾郡は凡高廿萬石餘也と云ふ。元祿年中葛西一圓に新武藏と改りしより、下總國葛飾郡の郷拾萬石餘と成ると云ふ。

御檢地は平岡三郎右衛門様・池田庄兵衛様・比企長左衛門様、御勤め被レ成候也。

或老人云ふ、小田原北條の頃迄は、川の東を葛東といひ、川の西を葛西と呼びしと也。今は葛西の名はあれども、葛東の事は絶えて知る人稀也と、茶話有りし也。南留別志に曰く、庄と云ふを郡のやうに思へるは誤なり。庄は庄園にて私田にあるべし。公田にはあるまじ。私田の内にも都に居給へる高官の人か。又は寺社の封戸なるべし。是を司る代官のやうなるものを庄司といふ也。されば庄のなき地もあるべし。何の郡、何の庄、何村と必ずいふ事は誤りなるべし。國郡郷と次第すること本法なり。云々。

葛飾浦 此邊の浦をすべて云ふ。古歌或は歌枕等にも多く載せたり。景物、松、かつしかの浦、朱のそほ舟、冲津洲、など、読み遺したり。

眞間浦 是も此浦の一名にて、古歌に多し。

袖ヶ浦 是も此浦の一名にて、發句等多し。但し本名には非す。此浦の景色、袖の形に似たりとて、連俳の雅客名付けしと也。袖の浦は、雲州の名所にて古歌等多し。又、袖師の浦は駿州にして、有渡濱より東の海をいふと

也。又、鎌倉の海をも袖の浦といふ也。寛に葛飾の浦の景色は限りもなく、赤子もしく白妙の、富士は手に取るばかりに見え渡り、房總の名だたる山々は霞の外に現はれ、白浪は華をくたし、天晴れて沖津雁遠く聞え、そほ舟は猶小笠の葉かとも疑ふ。汐干の頃に貴となく賤となく行き遊ぶ様は、住吉の浦・品川の汐干にもをさく劣るまじくやと思ふ。或は夕なぎに漁舟の舟路に急ぐさま、眞帆片帆の忙しく、此所の磯邊、彼所への入江に、漁火の月影に通ひて賑はふ様など、眺望限りなき所也。

續後撰集。かつしかの浦間の浪のうちつけに念故略藤原道經。

葛飾の浦
まの浪の浦
うちつめ
し人の懸
ぞ

赤子も云
々不明

草も木も色かはれどもわたつ海の浪の花こそ秋なかりけれ

權中納言宗家。

菅家御集。流れよる木と去る浪と焼く鹽といづれかからきわたつ海の底 菅公。

片帆空懸秋滿腹。涼月淡水更無波。平生湖海亢龍意。早入西風渙棹歌。月東溪。

房州遠山。山有^ニ房陵^一路更遙。一邦傍^レ海望^ニ天涯^一。片雲似^レ島返返縁。髪鬚仙人三朶花。新白石。
上已海遊前書界。興來何望廣凌濤。水盡難^レ求源上桃。步步穿^レ砂老蚌出。不知明月與^レ潮高。昆泰仲。

袖浦曉望。水面新晴波不^レ搖。殘虹落處起^ニ漁樵。釣翁徒似^レ食^ニ風月。車馬何須應^ニ幣招^レ雄仙。

春のうみ八重に霞もかゝり舟きゆるか浪のあはかつさ山 道賴。

乙女子の中に言まふ袖ヶ浦藝もあかりて見える月影 江戸住。

袖が浦霧ふきかけて冲つ風もめたる浪の皺もなくなる 四。

よる波の涼しくもあるかしき妙の袖しの浦の秋の初風 藤原信實

西行歌集。敷く波にひとりや寝なん袖が浦さわぐ湊も寄る舟もなし。

此二首は、此浦の袖が浦にはあらねど、因に此所へ書きし也。

鹽

徒然草第
段百三十六

御領中產物さまよ多き中に、わけて鹽は第一の名產にて、海濱付共二十餘村は、大躬鹽を燒いて以て活計とする也。鹽は米穀と共に位し、貴賤とも一日も缺いては、身命を全くする事ならず。昔、永祿十年十月の比、甲州家と北條家と橋鉢の時、小田原より甲州へ鹽留めをせられければ、流石の名將も難儀に及び、國中大きに苦しめりとぞ。徒然草署に云ふ、醫師篤繁、故法皇の御前にありし時、六條故内府有房公、鹽といふ字は、何れの偏にか候と問はれけるに、土偏に候と答へられければ、才の程すでに顯れたり。今は床しきことなしと、どよみになりて罷り出でられにけりと。云云。是はふと署字の塩といふ字を答へられしなり。

一、鹽濱由緒書畧言。權現様關八州御領地ト成リ、東金御成リノ節、行徳ヲ御通行被レ遊、鹽之儀ハ御軍用第一、御領隨一ノ寶也。トノ上意、百姓共ヲ被ニ召出、金子等被ニ下置ニ候。台徳院様モ右ノ如ク上意アリ。金三千兩被ニ下置、夫食等被ニ下置。故ニ鹽濱繁昌イタセリ。鹽濱ノ事ハ、田畠ノ御取計ラヒトハ格別ニテ、凶年ニハ御年貢引方相立チ、鹽直段下直ノ節ハ御買上ゲ有ル年也。丑年大水ニテ鹽濱大破ノ節、有徳院様達ニ上聞、金千兩餘ノ御入用ニテ御普請有リ。鹽濱ノ事ハ御損失ニ不レ拘御取計ラヒ可レ有旨被ニ仰渡ニ候。御内意サハ無ク、年貢地ニモ可レ被ニ仰付ニ思召ト雖モ、却テ百姓共未熟ニ相成リ可レ申間、取續キ出來候様ニ心ヲ付ケ取計ラヒ候様、有馬兵庫頭・加納遠江守兩人立合ヒ被ニ申渡ニ候。下署。小宮山至之進。

一、鹽籠製方。埴土を以て壇を築き、貝殻を焼き、臼にて搗き碎き、苦鹽を以て練り作るなり。是、昔よりの製方なり。然るを、先年諸村にて工夫を致して、銅釜・鐵釜・石釜等も製し試みたりと雖も、不便利の由にて、昔の如く今の製方也。昔は内籠屋とて、居屋鋪に籠有りて鹽水を馬の背にて取れり。今は一圓外籠なり。昔は六百籠有りしといふ。

一、鹽外。是は桶なり。七升三合入る。是、昔の儘にて、國初様の御時も改むる事なく、昔の儘にて今通用なり。當所の諺にて、つかり千兩といふ。旱天にて專一とする産業なる故に、雨天には損害多ければなり。問屋有りて數萬の鹽を買ひ請け捌くこと也。俵は五つ角にして花梅に似たり。四つ五つ入りの差別有り。日々江戸へ轡ぐも多しと也。よく泣けばなくほど鹽も多々出来る也。大和詞に泣涙の二字をしほたると訓す。斯様の言葉は田舎言葉にて、方言のやうに思へる人もあれど、古語にして片言にあらず。

一、苦鹽水。御請といふ事ありて、年賦にて永代上納する事也。此御請は、元祿十五年、拾ヶ年賦に御運上、全五十兩同百九十兩は村々割賦の苦鹽代にて、川原村某請負ひの始也。今は金高も年賦も變りて一定ならず。

一、御手濱といふは、欠眞間村にて、寛政三年、御大老松平越中守様の時に、御勘定早川富三郎殿開發有り。初めは、上様にて御持の所故に此名あり。

一、新開濱。是も此村先、都て四ヶ村へかかる。文化四年、御勘定中川瀬平殿、鹽濱海面圍堤長六千八百七拾四間、但し新井村より二俣村迄也。

底利六古和根川第三歌
みてうは濁川はありすり
けむるもものさ寐て
悔しく覺え抄とは
仙覺抄と見
る

一、利根川。景物、ちどり、川瀬、川原。底は濁りて上すみてと讀めり。

一、夕卷川。是も此川の一名にて名所に出でたり。はい川。是も此川の一名也。或書に、葛飾郡の中大河有り。西をば葛西と云ふ。云々。はい川とは大川故の名なるべし。此川筋は武藏・下總の國境と成る。昔は隅田川境也。故に萬治年中に流せし大橋に兩國橋の名あり。利根川は日本三大河の其一つ也。和漢名數増補曰、坂東太郎、刀禰。四國次郎、吉野川。筑紫三郎、筑後川。是刀禰川は日本一の大川也。此川上は百里に及び、筑波根の男女の川も、源は上州千珠ヶ嶽より落ちる故に、智恵利根の意を以て利根川といふと也。赤城山の麓を經て、此國に到る。武州通りの邊にては上野國境也。但し利根は郡名也。萬葉集并に三才圖會等には刀禰といふ。曉下刀禰川。落月沈々送客船。回頭刀禰水如煙。晨鐘一動長空外。早已東方海日懸。紀德民。

刀禰歸船。長風掃岸浪侵津。一片暮烟懸水濱。閑聞舟中歌笑趣。聲々總似一毛人。

雄仙。

此川水至りて軽く、清冷にしてよく茶に合ひ、味甚だよし。山城國宇治橋の三の間の水にも劣るまじき也。或茶和尚、此所の水を甚だ賞美有りし也。

朝霧や利根に横たふ竹筏 雅乙。

此川、むかしは小川にて、葛四方に付て川筋あり。古利根とて今に存す。今の如く大川と成りしは、元和年中、公命を以て開く。當年迄凡八九十年に及び、凡東北上野・下野其餘五七ヶ國の通川にて、天下無双の用川也。大小の船、日夜間断なく、上り下りの舟唄の聲も喧し。

一、厚冰。安永三甲午年、此大川を張り詰めし也。此冬毎日大北寒風烈しく、遂に人馬の往來する程に張り詰め

し也。古老も覚えざる變也とぞ。恰も信州諫訪の氷の如し。

水神の罰も當るか川面をはつた氷に手のかゞむのは 金鶴。

一、溺死。天明三癸卯七月六日七日、信州淺間山焼け崩れ、其音雷鳴の如く聞えて物凄かりけるが、九日十日の頃は水血色にて、溺死の人馬夥しく此川へ流れ来る。魚類已と浮み死したり。前代未聞の變事也。

一、鯉。これ此川之名產也。山城國淀川の鯉にも勝りて風味格別也。此故に、江戸にても利根川鯉とて賞味する也。此近邊の沼湖よりも多く出づと雖も、肉強く味宜しからず。

一、鮒。是も此川の名物也。江州の源五郎鮒に劣らず風味よし。

こぶ巻のにえも匂ひも燒太刀の刀禰川鮒ぞ火かげんの程 俊満。

一、水虎。川童とも猿とも書く。此川に有りとて、川童に取られしといふ事、年々にある事也。水練筆記曰く、水虎は海中に出来るもの也。流川にはなし。只眞水の潤すところに住むもの也と。云々。或は曰く、水虎とて別に有るにあらず。鼈の所爲也といふ。然れ共、本草にも出でたれば別に有るものなるべ。或は云ふ、老獺變する所と。小兒など川へ引き入ると也。

一、江戸川通。此川の字にて、官家御普請の個所付等に如レ此也。

一、仙臺侯御手傳。明和四丁亥年也。此川普請の御手傳也。今凡四十餘年也。此川筋に御關所多し。市川關所は佐倉道中也。松戸關所は水戸道中也。栗橋關所は日光道中也。川俣・五料等の關所有り。上州境皆此筋也。笠取りて濡るゝ時雨の堪忍も五りやうの關を通る旅人 東凡。

- 一、江戸川通水防組合村々。伊奈半左衛門様御支配之節、村々連印を上る。
- 一、堤長三千五百五拾七間。但し、欠眞間村より堀口村之内。伊勢宿村、關ヶ島村、押切村、欠眞間村、新井村、當代島村、猫實村、堀江村。
- 一、堀桶二ヶ所。但し湊村地内也。湊村、月新田。
- 一、堤長六百間。但し川原村より上新宿村迄。川原村、田尻村、高谷村、下新宿村。
- 一、堤長三千三百三拾貳間。但し大洲外野田井に稻荷木、大和田村之内。本行徳村、大和田村、稻荷木村、兩妙典村、鬼越村、本郷村、小栗原村、寺内村、二子村、原本木村、二俣村、西海神村。
- 一、堤長貳千五百八十八間。但し市川村分也。市川村、同新田、平田村、八幡町。
- 一、衣川の堰長千六百五拾間。内(五百九十間、千足野地之内。
五百六十間、往還道より古八幡三ツ又迄)
- 一、眞間堰長三百四拾間。内(三百廿間、溜井より往還道橋迄。
千廿間、新溜より三ツ又堀樋迄)
- 凡利根川付の村々、十三ヶ村四十餘町に建成也。

一、内匠堀。一名淨天堀。川幅貳間。八幡町近所にては富貴川といふ。凡壹萬石餘之用水堀にて、下は當代島村より上は凡三里餘へ續き、鎌ヶ谷の脇道邊村囉水の池にして續く。此用水川を斯く便利に開きしは、元和六庚申年狩野淨天・田中内匠の兩人、公へ訴訟し、蒙_レ免許_レ開_レ之。今に至り、其人々の大功を賞し、川の名に呼びて永代朽ちず。當年迄凡百九十年に及ぶ。(堰長四千三百拾四間也。但し當代島村より八幡堀樋迄也。水引組合高之事略_レ之。)

行徳領 凡四十餘ヶ村にして高凡壹萬石餘也。但し組合村方は六千貳石、外十二ヶ村四千石餘也。年々開發の

新田地は此外也。且、領中にはあらねども、隣村の因みに、此迄書かせたるものあり。是も同じく別高也。
謬脱い
る事
ある々
隣村云

- 一、行徳鹽濱高凡貳百町六反四畝七歩。但し西海神村は未詳。本行徳は母郷なれば行徳より書き出す筈なれども、村々順路読み繼ぎ悪しきやうなれば、下より書き出して、國府臺邊にて終る也。
- 一、堀江村。(高四百三拾壹石六斗八升五合。外に新田といふ處、凡四五百石也。家數二百餘戸。内高百五十六石三斗二升五合新規)民家凡貳百八九拾軒。當村は此邊にての古き所也とぞ。古、利根川の尻にて、天然と土砂淀みをなし、丘をなして、田畠と成りし也。故に年々歲々に新田地を開きて絶えず。國中無双の寶郷也。里人云ふ、鍛治町抜戸等、昔は家數千軒有りて繁昌せしが、大津浪にて退轉せしとなり。
- 一、清瀧社。當村の鎮守。別當寶珠院。(八幡行徳より堀江入口迄三山城國清瀧權現同神也。祭神玉依姫、地神五代の御后にして神武帝の御母公也。又、法華經序品に八大龍王有り。此内婆伽羅龍王に三女あり。其一女は玉依姫也とぞ。提婆本に八才女龍成佛は豊玉姫なり。云々。
- 一、寶城院。清瀧山といふ。真言小岩末。開基願行上人。建久七年丙辰建立。當年迄に凡六百十四年に及ぶ。地藏堂。行徳札所三十二番目觀音安置。
- 一、正福寺。江山といふ。日蓮宗中山末。開基日永上人。天正元年癸酉建立。貳百三十七年に及ぶ。御除地壹反

提婆本
闇儀軌
不の記
事が此
は此ら羅

四畝貳歩。

一、大蓮寺。吉緣山といふ。淨土芝末。開基覺譽上人。天文十三甲辰年建立。貳百六十六年に及ぶ。本堂庫裏共に奇麗也。常念佛。圖鑑僧正寄附の事、鉢の銘に有り。日夜怠らず。勢至堂。本尊、行基菩薩作。千葉寺觀音彫刻の櫻木の末木にて刻み給ふと也。靈給也。行德札所觀音三十三番安置。

一、久助稻荷祠。裏門傍に有り。圖鑑僧正は當村の產にて當寺の弟子也。所化の頃、此稻荷甚だ信仰にて、徳を積み智識となりなば、神位を願ひ可レ獻と誠心に祈り奉るに、空しからず大僧正と成り給ふ。或時、稻荷の影方丈の障子に忽然と映る。僧正其怠りに驚き、早速神位を載き、此稻荷へ獻せしと也。狐は稻荷の神使也。昔三条小鍛治宗近、靈刀の奇瑞より稻荷と崇めしとぞ。是野狐を稻荷と祭るの初め也といふ。今山城國男山の麓に末社に崇めて有り。又、稻荷山の命婦社といふは是なり。都て狐狸には稀々に靈獸有るもの也といふ。

一、船渡。堀江村の渡しといふ。葛西・雷・長島・中割邊の渡し也。

一、驚打。年々冬の中御用にて、餌を以て上總山の驚を呼びて打たするを、をかめ新田といふ。濱邊はのはての事なり。

一、鹽場圃。古川の邊にある畠の字也。昔、當村にて鹽を焼きし也。今、此所より海邊迄は二十餘町もあり。

一、鷹野場。元文三年午十月、一ツ橋刑部卿様初めて入られしより、今に宇喜田村より高村へ移り、欠眞間村・湊村迄にて御還りなり。

一、猫實村。高百廿貳石四斗七合。外に新田八十石。計家數凡貳百四五十。當村は大抵漁州なり。大網小網さま

ざま有りて漁獵をする也。

一、神明社。當村鎮守也。伊勢内宮勸請。別當、花藏院。

一、花藏院。海照山といふ。眞言小岩末。開基賢融阿闍梨。御除地壹反六畝步。天正元癸酉年建立。凡貳百三十七年に及ぶ。札所觀世音三十三番目安置。

一、沖津洲。海濱にある具穀塚にて、白き洲也。古歌の讀合の沖津洲は是也といへども不レ詳。冬に至り、此洲の邊にて上より新鷹を取らせらる。中昔は東濱にて取られしといふ。

飯を焚く蟹も住むらん置く苦の白き洲ばしを立てる眞名鶴 和樽。

一、御成先御用船。川狩御成りの節御用相勤むる也。當村名主和泉澤氏は、先祖權頭といふ。昔よりの家柄にて、今に名主職也。眞間弘法寺の檀越也。日蓮聖人の眞筆を所持す。

一、ごし字極印。是は舟手形也。當村に十餘艘有りといふ。其外、浦附の村々に五はい五枚もあり。田地壹反畝に結ぶといふ。手形書替之時は、常の手形とは違ひ、御支配御代官より添狀有りて手形書替有りといふ。

一、川。猫實川といふ。猫實・堀江の村境也。

一、當代島村。高貳百壹石三升。外に欠眞間村分八拾貳石。外に三石七斗七升三合。家數凡四十二三軒。外に欠眞間村分八軒。

一、稻荷社。當村鎮守。山城國稻荷山同神。別當善福寺。當社は倉稻魂命にて、五穀を司る神なれば、諸人の崇敬勿論也。又、疱瘡の守り恵み深く在すとて、氏子は云ふも更也。他郷よりも信心の輩歩みを運び、參詣する

もの多し。

一、善福寺。東海山といふ。眞言小岩末。開基不詳。大旦那田中内匠。元和五己卯年建立。御除地貳反四畝步。寶篋印塔、堂前右傍に有り。札所觀世音廿九番目安置。時華地藏。境内に有り。元、川端に有り。溺死の人の塚也。故あつて今は時行す。

一、川。幅凡五六間。村の眞中にあり。利根の枝川也。田中内匠は當村草創の家也。利根川向ふに當代といふ字の田畠凡十四五丁あり。此人開發の新田也。今井渡舟も此人の農業渡し也。今も右渡し船持より田中氏へ上げ錢出づといふ。

一、新井村。高百五拾八石七斗四升四合。外に壹石貳斗貳升四合。鹽濱高九町五反四歩。家數凡八十戸。高村は欠真間村の出村也。

一、熊野社。當村鎮守。祭神紀州熊野同神。別當、延命寺。三社と申すは國常立尊・伊弉諾尊・伊弉册尊是也。天地開闢にて男女生々の祖神なり。熊野に鳥牛王といふ有り。官家にも誓詞文に用ひ給ふ。江戸紺屋町に牛王所有り。當社の額、三井親和筆。繪馬、雪山筆。

一、新井寺。普門山といふ。禪宗。栗原寶成寺末。開基不詳。元和二辰年建立。行徳札所廿七番安置。一、秋葉祠。新井寺持。火防の神にて遠州秋葉山同神也。遠州秋葉山は祭神大己貴命也。延喜式小圖張に詳也。余先年參詣せし時、秋葉寺に止宿し、寶物さまゝ拜觀せし内に、三尺防の書翰といふあり。貞享二年八月十六日と有り。珍しき書也。但し三尺防は拜殿に祭りてあり。秋葉御祭禮といふは十月七日より十六日迄也と。

此夜丑満に社頭の後にて鎮火の祭あり。此時、山嶺鳴動する事物凄かりと。云々。

そまつには踏むな秋葉の山の端にひかけいをもて散す紅葉に 金埒。

一、延命寺。寶珠山といふ。眞言小岩末。開基券長法眞譽法印。慶長元申年建立。行徳札所廿八番安置。

一、經塚。海濱に有り。中頃自潭和尚大般若を書いて、水難除け祈禱に築きしといふ。川幅五間ばかり。元祿御繩入後開レ之といふ。利根川の枝川也。

一、釋迦堂前。畠の字と成る。松二三本あり。新井寺の舊地なり。

一、正道防事跡。今より四十餘年以前、當村の產にて、江戸糀町壹丁目に茶を持ちて、歡喜天の法を行ひ、奇驗有りて貴賤群集せしといふ。

一、醫師蘭石。諸人疫病蘭石と賞す。此醫古方家にて功者、別して疫病の療治に功驗有りし也。仲景傷寒論を明

らめたる醫なるべし。

一、欠真間村。高四百五拾貳石六斗貳升五合。鹽濱高貳町三反四畝三歩。家數凡貳百三拾軒。香取相の川分壹村也。

一、山王社。相の川鎮守。江州日吉山王同神。別當、延命寺。神木松、痘松といふ。松は壽永きもの故まつと訓めりといふ。松脂地に入り、千年にして茯苓と成り、萬年にして琥珀と成ると、程子の説也。然らば、正眞の茯苓琥珀は稀なるべし。日吉山王は祭神大山祇神也。神代卷曰、伊弉諾尊拔レ劍斬ニ軒遇突智ニ爲ニ三段。是爲ニ大山祇神。云々。先年江州山王へ詣せし時、見せしに、鳥居の造り餘社とは別也。總合の鳥居とて、笠木の上に又

共工氏云
タハ風俗
通から
ある

三角の笠木有る也。又、神前に猿あり。社僧云ふ、天子様御庖瘡の時、山王の猿も同じく煩ふ。御快癒なれば猿の病重くして死す。奇なる事也といふ。三峯山祠、末社に有り。講中よりて近年立つ。則ち御犬を拜借し、神體と崇めし也。秩父郡三峯山は祭神伊弉册尊也。役行者開闢の御山也といふ。雲取・白石・妙法ヶ嶽の三峯秀立する是也。火防盗賊除の神符は人の知る處也。

三ツ峯のお犬櫻をうつし植ゑて花盜人の守りにやせん 金持。

一、道陸神石祠。順和名抄云、共工氏之子好遠遊。故其死後以爲祖と。

一、了善寺。親縁山といふ。一向宗西末。麻布宗福寺末。開基慈縁和尚。應仁二戊子年建立。凡三百四十二年に及ぶ。御除地四反三畝拾貳歩。當寺は、昔、吉田佐太郎といふ士の陣屋也といふ。然れども、吉田といふ士は何れの軍臣に候や、未だ是を詳にせず。札所觀世音廿六番安置。

一、道散寺。地中也。大門並木の右に有り。

一、當宗本山跡。號の始は、應仁年中、御卽位の料を献じければ、後柏原院御卽位有りて、叡感不レ斜。准門跡の號を勅許あり。此頃兵亂相續き、凡四十餘ヶ年間御卽位の事なかりしと也。又、東派の祖は、太閤の御舍弟顯如上人也。元一本寺なりしが、天正の頃東西と成ると。云々。

一、香取祠。渡し場九軒鎮守。別當今井圓勝寺。

一、今井渡。此渡しは欠真間村也。然れ共、諸人今井の渡といふ。尤も、以前今井にて渡せし也。此渡しより富士山見えて佳景也。淺草觀世音の繪馬に、此所の圖を油畫にて、總州今井渡望富嶽圖、横須賀藩大久保好徳

寫と有り。今猶存す。新に當所の景望を圖すること珍しく、遠山に大川の映り畫法に應ぜしもの也。行徳より迄千七百六十間三尺。國初様東金御成りの節、則ち此渡しを御通り被レ遊し也。台徳院様御成りの時も御通り也。還御には市川を御通り有りし也。慶長年中、本多出雲守上總國大田喜城主の時、江戸往還に何れも此渡し也。本多家の穢取茂右衛門、并に當村七郎左衛門親清七郎といふ者と兩人にて、舟越を致す。毎度御通りの前日より清七郎方に相詰め、兩人にて船役を勤む。大坂兵亂の節も、本多様八人持の大鐵棒を荷はせ、此所を被レ通し也。明暦三年、江戸大火の節、當所舟越の儀、運上金差上げ、長く御免許の儀、郷中より伊奈半十郎様へ願上候處、行徳より小網町迄の御免の長渡し有り、右の障りに相成候に付、相叶はず。近郷のもの、外、旅人等一切渡す間敷旨、被レ仰付候也。渡般由緒書略と之。

一、桀場。此渡下一丁許いま字のやうに成れり。此由緒を尋ねるに、正保元申年、生實の城主森川半彌様御家來男女貳人久三郎イネ駆落ち、此川を舟越えす。船頭兩人鍊田村某當村某、此兩人法外の價を取り船を渡したり。尤も渡船にては越さずと雖も、渡し場見懲らしめのため御仕置被レ成、男女兩人船頭兩人共、并に當村某が女房、共に五人同罪になり、村方三人は菩提所へ引取り葬る。兩人は此所へ埋む。印には石地藏を立て、ね塚といへり。何れの頃か洪水に川へ埋れたりと。云々。桀刑は元天主様の徒を刑するの法也。刑罰の重き最上也。五刑といへるは笞杖徒流死是也。昔は死刑に行ふは稀也と。大抵笞にて済みしといふ。

一、妙見島。川尻に有り。妙見祠有る故にいふ。此一島は先年小宮山李之進様御支配之節、當村狩野氏御手代が勤めし功により被レ下たりといふ。

一、源心寺。西光山といふ。御朱印六石。淨土芝末。開基増上寺中興開山源譽上人觀智國師。大檀那狩野新右衛門尉。慶長十六年辛亥建立。

一、古金欄製婆。是國師の御製婆也。札所觀世音廿五番安置。抑、觀智國師と申すは、生國武州由木左衛門尉源利重也。天正十七年八月、緣山の寺僧と成り、翌十八年、神君の御駕を拜し、官家師檀の台命有りて御戒師となる。血脉御相傳有りしとなり。慶長十五年遷化也といふ。

一、不動堂。石躰尊像、高野大師の作といふ。昔は大門石橋の傍に濡佛にて在す。五十五六年以前、今の堂建立也。靈驗掲焉にして常に詣人多し。

一、地藏尊。是も同石同作也。故有りて、今、葛西郡宇喜田安樂寺にあり。

一、鐘。當寺六世雲堂和尚代鑄之。大門の額、西光山雲臥筆。

一、安樂院。地中也。古き草庵にして、昔は今井金藏寺末にて正念寺といふ。源心寺建立有りしより地中となれり。札所觀世音十四番目安置。元は法善寺に有りしを後に此庵へ遷せし也。

一、六地藏。本堂に向ふ。石躰總高壹丈三四尺、狩野氏本國豆州より積み下したりと。云々。

一、狩野氏影堂。當寺大檀那源正院心譽淨天居士、其外一族の影有り。今はなしと雖も、其有りし時を記す。予幼年の頃是を見しに、皆玉眼入りて彫刻するが如し。堂は室形造りにて美麗也。四方の長押には三十六歌仙を書き、格天井に眞中蟠龍有り。其四面天人の畫也。狩野友信畫也とぞ。其頃不審なることは、此近邊に時々龍が降るといふ事有りて、大風吹き立て、災度々あり。諸人又源心寺の龍が出でたりと云ひ合へり。此蟠龍破れ

てより、此邊に左様の災なし。奇なる事也。友信は龍の畫に妙を得たり。公命にて龍を書き、朝鮮國へ送られしといへり。凡天井に蟠龍を画く事は、洛東東福寺の兆殿司より始むといふ。又、今天人の圖は往吉女官の姿也。領巾裾帶とを肩の方に脂を強張りにして掛け、腰にも帶を引き下げる。源氏・枕草紙などに有り。

一、楠谷墓。辭世。蓮さくも別の仔細は候はず南無阿彌陀佛の聲に任せて。手跡は香譽上人也。麗し。楠谷は祇

徳の社中にて、橋中仙等撰者なり。

一、大椎。堂前に有る大木なり。枕草紙に云ふ、あふちの木・山梨の木・椎の木、ときはにいづれもあるを、それしも葉がへせぬために、いはれたるをかし。云々。

一、香取社。當村鎮守。祭神經津主命。香取郡香取宮同神。別當圓明院。欠真間・香取・湊新田・湊村四ヶ村の鎮守也。下總國一宮香取太神宮を勸請也。日本鎮守棟梁也。神代卷の事予が鹿島詣に書き出されたれば爰に略す。元文二巳年八月、覺敬法印大明神號を取捧げし也。或人評定に曰く、香取太神宮は神代よりの號にして、それを辨へず、いま新たに官を取りて大明神とせしは、神威を一等引下げる。覺敬は愚僧也といふ。中庸子曰、鬼神之爲德其盛矣。視之而弗見。聽之而弗聞。體之而不可遺。貞永式目云、神者依人之敬增威、人者依神之德添運。然則恒例之祭祀、不致陵夷。如在之禮奠、莫令怠慢。云々。又、神不稟非禮。といへり。當社祭禮は九月十一日也。家臺四番出づ。三十六年前、安永二癸巳年花麗の事有りし也。其後は神輿のみ渡りて本祭なし。御膳、古は狩野家にて奉獻せし也。中頃、四ヶ村へ譲りし也。又、毎正月備射武射ともいふとぞ。神酒を供し、人々打寄りて祝ふ事也。備射の式は古書にも有りて、政事の一也と雖も、今は名のみ残りて其式

馬光は本
者らの本
寺が常樂
ものある號

を知る人稀也といふ。

一、社舊地。小例。今、重兵衛といへる家の側に有り。大洪水の後、今の所へ移す。

一、鳥栖額。森修成筆。

うつくしや梅の香とりの舞乙女 馬光。

一、郷藏地。香取南側に有る除地也。本朝通記略に云ふ、唐土には當平倉と云ふ。本朝廢帝の時、當平倉を置く。云々。食貨篇略に云ふ、義倉政談に曰く、日本古代の民圖帳に取箇の至りて高くあるは、穀納の時事也と。

一、欠所外形。延寶八申年閏八月六日、大津浪の節、堤切れて深き事數丈也。今は底淺し。此時に汐除堤を築き廻したり。此時、香取にて廿八人、新田にて廿四五人、領内都て百人餘の溺死あり。大變也。

一、松原淡路守。永正末裔香取松原氏是也。永正是小條家の旗本、此邊永正の領地也と。云々。

一、狩野氏事跡。先祖淨天は用水堀を開き、鹽濱定免永の事、并に鹽濱御普請の事、村々耕地塙植の事、願ひを立て粉骨し、便利にせしとなり。先祖本國は豆州狩野庄にて、北條氏政の舍弟陸奥守氏照の臣、狩野一庵といふ祐筆なりしが、武邊にして侍大將となる。天正年中、二三千の兵にて八王寺の城に籠り、太閤様御先手加賀上杉の五萬餘騎を引請け、血戰する事數十度にして本丸に引入り、忠死して名を萬代に揚げたり。神君御感有りて甚だ惜しませ給ひ、惣主膳を被召出、祿を下し給ふ也。

一、湊新田。高三拾石五斗四升七合。鹽濱反別四町三反壹畝拾九步。實は新田にあらず。元祿年中故有りて一村

と成り、公儀へ新湊村と書き上げし也。家數凡五十戸。

一、第六天祠。圓明院持。野中に有り。毎年六月花火神事あり。

一、法傳寺舊地。塙植より北の方にて、其頃は塙の寺と呼びしと也。

一、湊村。高八十九石六斗八升九合。鹽濱高拾壹町壹反九畝廿八歩。倭訓葉に云ふ。湊は水上人所會也。注すれば水人の義にや。云々。故に今俗流船の湊口の名とす。

一、圓明院。水奏山といふ。眞言小岩末。開基正譽法印。家數百餘戸。御除貳反貳畝歩。永祿五壬戌年建立。凡二百四十八年に及ぶ。札所觀音廿二番目安置。

一、不動堂。靈驗有り。辨天祠。昔は野中に在り。寶永年中此所へ遷す。

一、善照寺。青騰山といふ。淨土芝末。開基覺譽上人。元和七辛酉年建立。凡百九十九年に及ぶ。額、文豹筆。

一、月輪御影。内佛に有圓光大師眞筆。札所觀世音廿四番目安置。

一、五智如來。石像也。文豹墓。辭世。極樂も地獄もさきにあらばあれ心の外に道もなれば。(文豹は青山氏にて、佐文山の門弟。能書也。所々に筆跡残る。徘徊し遊び、兩后といふ)

一、法傳寺。佛法山といふ。淨土芝末。開基觀龍上人。天正二甲戌年建立。凡貳百三十六年に及ぶ。札所觀世音廿二番目安置。

一、過去帳。祐天僧正眞筆。祐天いまだ所化の頃、當村に宿を設け、托鉢を致されたり。故に此邊に祐天の名號多し。三尊畫像。阿彌陀・觀音・勢至、極彩色、信州善光寺四世善耀上人畫筆也。

記は師い喜云上
に松云弘式々大
あ屋々法には市
る筆説大な延姫

一、算術。享保の頃、青山某、算勘に發明にて、算俎の中徑弧矢弦の誤を正し、別に術を案じたり。斯様の誤り諸算書中に多し。都て平立の入算には除乗往來繁多なればなり。然れ共、開平開立の算も手術あり。常の算に無レ替出來る也。算盤銘。生計都類撥ニ算盤。一位運蹇一利市。得失從來屬ニ老天。除乘到頭不レ管レ指。云々。

一、舟渡。諸人前野渡しといふ。百姓渡し也。昔、前野鎌内より鹽稼の爲舟越えしたり。今に當村に前野分といふ所有り。此故に女も渡す也。當村汐除堤は、小宮山様の時に三度築き出したり。關ヶ島・伊勢宿の邊は昔の儘也。故に分内甚だ狹し。此堤、今の如く嚴重に成りたるは小宮山様の時也。

かくてこそ折るかひあれ衣食主可くらからぬ三つの燈火

一、光林寺。木迎山といふ。淨土今井淨貞寺末。開基三譽尊了和尚。天文年中建立。凡一百七十年に及ぶ。札所觀世音三十二番目安置。御除地六反三畝步。

一、涅槃畫像。中頃松平越後守様御内寶御遠行の時、當寺へ納む。極彩色なり。當寺に俱舍講の有りしは、寛政三亥年和州長谷學頭龍山法印講釋也。江戸諸宗の僧侶多く聽聞に群集せり。凡、俱舍は、人皇三十五代皇極帝朝に智通・智達の兩沙門、入唐傳來せしといふ。

卷之三

一、朝鮮國王綸旨。當村某の許にて拜見。但し、湊村某の所持也といふ。河漢爲宜略將軍虎翼侍衛司前領攝護軍者。宣德二年七月四日。年號の所に判有り。朝鮮國王之章の六字也。此年號は明の宣宗皇帝の時也と。いかにも珍しき書也。紙屑より出でたりとぞ。此紙甚だ厚く、誠に朝鮮紙なるべし。

○ちう皇紀四年永治二年二月三日我德宣明の二年は應永四年四月廿十日

一、不動堂。靈驗有り。是は光林寺の境内にあり。土落ちける間、比所こ出す。

一、朝鮮國王之章。當林某の譜にて拜見。但し、湊村某の所持也といふ。河漢爲宣略將軍虎翼侍衛司前領攝護軍者。宣德二年七月四日。年號の所に判有り。朝鮮國王之章の六字也。此年號は明の宣宗皇帝の時也と。いかにも珍しき書也。紙屑より出でたりとぞ。此紙甚だ厚く、誠に朝鮮紙なるべし。

一、不動堂。靈驗有り。是は光林寺の境内にあり。土落ちける間、此所に出す。

一、來迎松。是も光林寺の堂前にあり。

此河左を祭祠河岸といふ。

より、北極に成りしこそ。先年、中川飛驒守様御巡見の砌、及川氏の相を御覽有りて賞美し給ひしこそ。中川

一、伊勢宿村。高廿九石貳斗九升。鹽濱高四丁壹反二畝十一步。凡家數四十餘戶。公は相學に通じ給ふなるべし。

一、神明社。當所鎮守。伊勢内宮同神也。別當。繪馬、英一蝶齋筆。圖は樊噲鴻門會也。以前社内に掲げしが、

繪馬に云
々は小山
田與清の
松屋筆記

是行徳に俳諧をするの始也とぞ。其後、享保・寶曆の頃より而後、暮色・門雪・舊花などの人々好みし也。續いて不光・土岐・楠谷等あり。當村石崎氏は草創にて古き家也。天正年中御年貢納めし手形有り。

一、俳諧師似春。予、去年、或人の許にて京坂の古俳諧書を閲せしに
但君が傳に云々。但君は「絶行徳の西
小西氏にて社職の人也。京に上り、北村季吟の高弟芭蕉翁と友たり。京都に住み、俳諧を以て鳴る。云々。

一、第六天祠。當所鎮守。祭神は市川村條下に委し。依て略す。別當、徳藏寺。

一、徳藏寺。關島山といふ。眞言小岩末。開基乘意江曰。天正三乙亥年夏至。二月三日。五壬寅ノ夕。齋七日。番目安置。先住祐珊法印は卜筮に妙あり。諸様方へも度々召され、其外、江戸、この近邊、遠郷よりも訪ひ来て、疑惑を解く人夥し。鳴る事凡廿餘年ヶ間也。予これが古法を聞くに、馬場氏の古法の部なり。

八番安置。藥師如來、本尊。土佛也。興教大師作。靈驗ありて詣人多し。或書に云ふ、藥師は煩惱業苦を避除
都乃石室志をいふか
するの名にて神號也。人身の病を醫する佛にはあらず。畢竟、佛熾にして神道衰滅のゆゑ也。云々。興教大師
は眞言新義の祖にして、弘法大師より八世なり。覺鑊上人といふは、下總の產にして相馬平將門の臣胤也。常
に修法の時、不動の形相顯はれ、隨身の僧侶脇に銘せりといふ。根來寺開山にて勅願所となる。後、故有りて
豊臣太閤様破却せし也。康治二年十二月十二日か。
康治二年
は秀吉出年
百九十三年
前
生より

御改也。

一、三千町。加藤新田といふ。鹽濱反別二丁三反七畝三步。一村持也。高三石九斗五升九合。近藤兵右衛門殿御改也。明和五年戊子。

行惠。署也。高五百五合四尺八寸五十八合。腹賓高三十七寸六分九厘四步。家

にして、房州・上総・常陸、并に當國の街道也。領内凡一里三里が間也。當所町並は南北三百九拾四間、東西百十間平均也とぞ。旅人往來、今は登戸船にて多く往來しつれば、昔よりは減なしと。然れ共、日夜旅人の絶間なく、又、春冬は銚子の魚物、夏は西瓜瓜等、この前栽、秋より冬は大根等附け出す。馬の夥しく嘶く聲、馬士唄の喧しきなど、言ふばかりなし。朝鮮人來朝に郡役人馬當村相勤候也。

清江先生集

祐天僧正未だ所化の頃、成田山参詣に、妙典邊にて吹雪に手足寒く、道路に倒れたるを、龜屋主人宅へ伴ひ介抱せしと。此故にて、生實大巖寺通行に龜屋旅館也。新河岸より九日市迄四千百六十間、此七十七丁と二十六間也。

傳馬駄賃人足相定まる。當年迄凡百七十八年に及ぶ。

一、船橋村。本八拾二文。半は百六十八文。八幡町迄壹里。本四十六文。半三十七文。小網町船路三里。船借切二百五十文。同表給百七十二文。二十四生物壹艘は七駄也。但し百文は河岸上げ、百八文船頭、十一文上げ錢、廿九文問屋錢。河岸荷場は泊屋十餘軒之外はならず。番所には闕レ疑。扱又、突棒の三つ道具を立て、關所の如し。百姓番船定五十三艘、内拾艘今絶え、馬七疋。入り、翌十八日之朝當所船場にて二人召捕らる。伊奈牛左衛門様の時なり。御褒美として銀三枚被下置。此時より御免に相成候。

定

一、定船場之外、脇にて猥に往還之のもの不可レ渡事。

一、女人手負其外不審成者、何れ之船場にても留置、早々到江戸可申上候。但し、酒井備後守手形於有レ之は無異儀可レ通事。

不明
隣郷里負

一、隣郷里負レ苦者は、其所之給人又其代官の手形を以可ニ相通一事。

一、惣別江戸へ罷越者は不及レ斷事。

右之條々於相背族は可レ被嚴科處者也。

元和二辰八月 日

對島守
備後守

一、成田山常夜燈。笠石渡凡五尺、火袋二尺餘、惣高壹丈五尺の大燈籠、川岸に立つ。去る未年日本橋講中建レ之。

一、行徳暮雨。暮色空朦自欲レ眠。江流水冷雨成レ烟。風聲喚起襄王夢。雲霧崇朝鎖楚天。雄仙。

一、笠屋餌飴。銘曰、餌飴飼製。干快晴撰。佳味深長。褒賞無限。秘方家傳。常貴人饌。本朝無雙。葛飾名產。云々。此うんどんは行徳の名物にて、大坂砂場のそばと同じく、旅人の立寄らざるはなし。

一、狐狸除守。四丁目秋本氏に有り。奇妙に狐つき離るどぞ。

一、遊女屋貳軒。松村・宮島の兩人願蒙り、免許。明和二三の兩年繁昌いたし、今はなし。四丁目火事といふは、明和六年己丑二月十六日也。川原村表通り迄焼けたり。棟數凡三百軒。此時神明宮は殘る。其前に大坂屋火事といふは、笠屋など焼けたり。行徳といふ地名は、其昔、徳長けたる山伏此所に住す。諸人信仰し行徳と云ひしより、いつとなく郷名となれりと。云々。其後、此庵へ出羽國金海法印といふもの來りて、行徳山金剛院といふ。羽黒法漸寺末と成る。天文十一壬寅年也。御行屋敷といふ。此寺享保年中退轉すといふ。

一、神明宮。四丁目并に新田鎮守。別當月性院。則ち伊勢内宮様同神也。中例に在る時は小祠也。寛永十二乙亥大社に造立。其造立の節、十五ヶ村より寄進有りしといふ。本願主田中嘉左衛門。元文二丁巳年・享保元申年とも田中三左衛門催しにて、祭禮に始めて屋臺を出す。町内も此時四丁に分る。新田とも家臺五つ、新宿客祭として家臺以上六つ也。其後、度々屋臺出でしかども、新田迄は不レ引といふ。

一、自性院。神明山といふ。眞言小岩末。開基法仙法印。御除地壹反四畝貳歩。天正十六戊子年建立。凡二百廿二年に及ぶ。法仙は一萬職にて當寺より本寺へ移る。

一、薰音地藏。門前にあり。子供の病に竹筒に酒を入れて供する也。札所觀音四番目安置。此寺に芝居立ちしは

安永三甲午年、三十六年に及ぶ。

一、法泉寺。眞寶山といふ。淨土今井淨興寺末。本は芝末也。開基法譽上人。御除地壹反五畝步。元龜元庚午年建立。凡二百四十年に及ぶ。古金欄袈裟御免也。則觀智園師眞筆あり。御茶碗御茶壺什物也。昔國初様御成りの砌拜領也。但、御茶碗はいつの比にか紛失せり。此事は御上へも訴へたり。觀世音は行徳札所十三番目安置。

一、栗塚。世の人の見つけぬ花や軒の栗。翁の眞跡を穿ちて塚の靈とす。寛政六甲寅年十月、翁百回忌に建之。行基菩薩も、栗といふ字は西の木と書いて、西方に便り有りとて、杖にも柱にも此木を用ひ給ふと。云々。

一、權現堂。是は神君東金御成りの節、當寺御小休の節、御入り被遊し道也。其頃、當寺にて御小休宿被遊しは兩三度也とぞ。古老茶語に云ふ、或時、至尊御尋ねに、坊主は田地にても持つやとの御意也。此時、住持其席に居合せず。徳願寺和尚居合せ候て、御答へに、極貧にて壹合も所持不仕合と申上げ候ければ、寺號を御尋ねに付、徳願寺と申上ぐ。神君御側衆へ命有りて、御墨付を被下けり。いま徳願寺御朱印是也と。其節に至り、其席に居合せずば能く不仕合也。此一事、眞偽不詳と雖も、聞ける儘に書す。都て大猷院様代迄も御成り、先拂ひの事など甚だ輕々しき御事也。淺草御成りの節、或寺の圍女の事など大きに御笑ひ被遊、又、馬見の番人に逢はれ御笑ひ被遊し事、或は御應寄せられ候節、村切に百姓を壹人づ召させられ、外の御供はなく御丸腰にて御寄被遊、或は品川御成りの節、何者とも知れず大小を横たへ、頭巾をかぶり、御前と摺れ違ひ行きし事など、公なる御仁心の御意などさまゝ是あり。但し、此節より百姓帶刀一圓御停止といふ事なり。林家の寛永小説に委し。此に略す。

寛永小説
君間の幕信行府年
がを書いた篤林家

一、本久寺。淨延山といふ。日蓮宗中山末。開基日能上人。元龜三壬申年建立。凡二百三十八年に及ぶ。御除地四畝步。

一、祖師木像。身延山日朝上人作。隣寺の本應寺も中山末なりけるが、近年一ヶ寺を合せて一ヶ寺とし、本應山本久寺といふ。本應寺御除地八畝步也。天正六戊寅年建立。開基は實相院日應上人也。

一、法善寺。佛性山と云ふ。諸人鹽場寺といふ。門徒西末。開基權大僧都宗玄。慶長五庚子年建立。凡御除地六畝步。日本中西派四萬五千十八ヶ寺有りといふ。當宗本山にては、十一月廿二日より廿八日迄、報恩講勤行あり。此日の間は、御堂には聽聞にての衆中に齋非時ときを進む。末寺方八。十月の中初むるを取越といふ。

洪鐘銘 法善寺

霜鐘一振 三千願句 覺若界睡 告樂邦春 佛器之最 生信是深 欲扣法門 莫忍鯨音

一、門の額。佛性山、朝鮮人正々齋筆。明和元甲申年來聘の節、書。凡四十六年に及ぶ。

一、潮塚。うたがふな潮の花も浦の春。是はばせを伊勢二見の浦の句也。嘗所に似合はしとて穿ちて靈とせり。寛政五癸丑年の翁百年に建之。手跡は行脚麥丈。舊葩墓。辭世、輪後光や蓮の實とびし水の上。舊葩は俳諧を好めり。子齋墓碑記有り。北山々人山本信有撰。子齋は、鬼越村の岡田氏也。先生に隨身す。文化未年立つ。

一、常運寺。題目山といふ。日蓮宗中山末。開基日善上人。慶長二十年乙卯建立。百九十五年に及ぶ。

一、讀經祖師。木像、中山三世日祐上人作。靈驗也。門雪墳の辭世。茶の花のをはりや人も初むかし。是人俳諧を好めり。

翁百年
寛政六年
である

一、長松寺。鹽場山といふ。禪宗馬橋萬滿寺末。開基浜山和尚。御除地二反五畝步。本願主松原淡路守永正。天文廿三甲寅年建立。凡二百五十六年に及ぶ。此寺むかし中例に有りし頃は、此邊鹽場也とぞ。今の法善寺の地は、もと長松寺の舊地也。故に鹽場といふ。

一、藥師如來。聖德太子作。境内に安置す。是は昔、大和田永正寺の本尊也。昔は平田村にあり。此邊すべて松原淡路守の領分也。當尊像に歸依有りて大和田村に一寺を立て本尊とす。其後永正寺大破に及び、寛文元辛丑年當寺へ移す。凡百四十九年に及ぶ。天神祠神林菅神といふ。御自作六十六牀の内、一牀當寺住僧鐵西和尚寶曆年中の事なりと。云々。奉持し來り祭るとぞ。

此說の如くなれば尊きこと云ふもおろかなるべし。我國儒宗餘三美談。有隣有德祭三首三。靈梅千里度東海。牆外一枝開自南。鹽竈小祠、此寺草創よりの祠也とぞ。當領内は鹽竈明神を祭る事勿論なるべし。祭神味耜彥根命。相傳ふ。昔、當社明神始燒鹽。又、天高彥根命は大己貴命御子也と。云々。濡佛、油屋某建之。行德

札所觀世音第三番目安置。

一、神明社。四丁目にあり。是は御旅所也。拜殿に法樂額有り。願主稚乙。

一、八幡社。三丁目にあり。

一、德願寺。海巖山といふ。淨土武州鴻巢勝願寺末。開基勝願寺中興不殘上人。御朱印拾石。慶長五年創立。昔は普光院とて草庵なりしとぞ。

一、阿彌陀如來。本尊也。運慶作。鎌倉右大將賴朝公簾中尼將軍の宥經佛也。上様より忠殘上人へ被下置し也。

一、辨天祠。當時鎮守。弘法大師作。

德願寺は
慶長十九年
上圓寺
入譽不
建

寛正と年改に正元文は
正元文は中し正七
て部のあ巳二のた
る正でて殆年本みの年は中し正七
誤支のあ巳二のた
る正でて殆年本みの年は中し正七
し全ふど千書で辛は中し正七

一、閻魔堂。像、運慶作。善光寺如來、則善光寺四十八如來の其の一なり。寛正九丁巳年、增上寺崩譽大僧正より御寄附也。鐘樓堂あり。樓門額、海巖山。大僧正雲臥筆。行德觀世音第一番目安置。此札所初めて元祿三庚午年、當寺十世覺譽上人三十三軀の尊像を刻みて、諸寺へ納められしと也。凡百二十年に及ぶ。

一、永代十夜。寶曆八戌寅年より始む。此十夜勤行、十三四の夜も龍燈上るとて、婆々翁の専ら申し合へり。審しけれども爰に記す。

一、晴譽上人木像。本尊側に有り。當寺十七世中興開山也。天明六丙午二月寂。此上人へは遠路を厭はず參詣群集し、年々歳々二十夜の繁昌、諸人の知る所也。今諸堂、凡廿八年之間勤化有りて建立有りし也。

一、宮本武藏の塚。是其頃妙典村五兵衛といへる者の所に止宿せしが、不圖病氣づいて卒す。いつの頃にや、大洪水の節、押埋りて其跡今は不詳。武藏は武藝の士也と。

一、溺死萬靈塔。當寺門前に立つ。高さ壹丈二尺。先年江戸深川八幡宮祭禮の節、永代橋落ちて流死の爲に、日本橋講中建之。

一、角力興行。寛政六甲寅年十一月也。猿實村某、當境内を借りて立つ。此時に日本一力士谷風梶之助來り、日日土俵入りあり。横綱を廻し、小角力に脇差を持たせて土俵入りの式有り。凡角力の繁榮なる事、小野川・谷風東西の闘の時分ほど盛んなるはなし。此横綱の事は、司行事追風より免許也。其寫左に。

一、横綱之事。右は谷風梶之助相撲位階受之畢。以來方心入之節迄相用可申候。依而如件。寛政元酉十一月。日本相撲行司十九代目、眞田追風判。右の如くの證文也。谷風體の重さ四十九貫目、生國奥州宮城霞目村。

十九才にして秀の山といふ。後に達ヶ關と成る。廿七才にて谷風と成る。生涯大關にて一度も不_レ負。四十六才にて寛政年中卒す。谷風の碑、仙府東漸寺に有りとぞ。

一、淨開寺。三丁目。芝末。開基鎮譽上人。寛永三丙寅年建立。名號石、堂前に有り。四方六面、高さ壹丈許。觀世音札所十五番目安置。

一、成田山不動尊開帳。寛政元酉年の事也。是深川より御歸りの節也。七晝夜開扉有り。此時、川原村より相の川迄の村々不_レ殘大幟を持ち、若々衆思ひの揃衣にて、御迎へに出でたり。

一、信樂寺。佛貼山といふ。四丁目今井淨興寺末。開基富譽順公。札所觀世音十六番目安置。元龜庚午年建立。御除壹反敵。

百數千軒は寺院たといが程にはれ軒は戸

一、圓頓寺。御除地七畝歩。日蓮宗中山末。天正十二甲申年建立。開基律師日圓。

一、正讚寺。法順山といふ。日蓮宗真間末。御除地八畝歩。開基日蓮上人。天正三乙亥年建立。

一、常妙寺。寺町。正永山といふ。日蓮宗中山末。開基日圓上人。慶長三戊戌年建立。御除地二畝廿步。

一、妙頂寺。眞光山といふ。日蓮真間末。開基日忠上人。天正五丁丑年建立。

一、寺町。壹丁目横町をいふ。石橋、寺丁に懸る。長さ八尺五寸、横壹丈五寸。寶永七庚寅年、御代官平岡三郎左衛門様、市川溜井の左右を以て御懸被_レ下し也。其以前は土橋也といふ。

一、行德新田。享保元丙申年、此新田をわける。神明御旅所當所にあり。

一、田中美作守苗裔。二丁目に有り。行徳創家也。持高凡千石餘。外に林山所々に持てり。今に於て田中山とて所々に其名殘る。三左衛門といひし人の時、御普請役を被_レ勤、御鹿狩の節、松戸へ舟橋を掛く。御機嫌不_レ斜、御言葉を被_レ下置_シしと也。宅地は北側にて二丁目と一丁目の住居也。零落に及びて家作を取拂ひし時に、家敷三百五十坪有りきといふ。先祖美作守は武功の士にて、小田原北條の幕下也。天文廿三年十一月十一日、上總久留里へ北條より軍を掛けし時は、田中美作守并に葛西左京亮など先手にて、其勢壹萬二千余騎、此軍に功名多し。但し、葛西左京亮は、浮渡と獅子曲輪の間の川中にて、茂手木友九郎十六才と名乗りて組合ひけるが、遂に左京亮に討たれたり。

一、新宿村。高六拾九石五斗五升壹合。外に貳石七斗六升貳合新規。鹽濱高壹反敵。

一、稻荷社。當村鎮守。京都稻荷山同神。川原村養福院持。

一、大德寺。十方山といふ。淨土芝末。開基光譽快山和尚。元和元乙卯年建立。凡百九十五年に及ぶ。札所觀音十五番目安置。

一、時の鐘。祐天大僧正より免許也。二六時中怠らず。六字名號并に山號寺號鐘の免許、眞筆にて當寺に有り。今猶存す。祐天大僧正は緣山三十六世にて、近代の大德智識也。享保二年入寂。一世の奇特、諸人の知る所也。當寺の鐘は道喜坊といふ願主にて、享保元丙申年鑄。凡九十四年に及ぶ。昔、此大德寺の東側に一向東派の寺あり。百餘年前に退轉せり。寺院は大德寺へ寄附す。此寺院に在宅は鬼角障り出來て立たず。よつて宿並ながら畠にして有り。近き頃迄、爰に石塔有りしといふ。

一、牢獄跡。昔、北條家の時の仕置場也。其跡、廣き空地にして除地也。今は百姓地と成れり。
一、淨林寺。淨土今井淨興寺末。開基貝譽上人。慶長二丁酉年建立。本尊、海中出現。妙典村の人奉持して當寺へ納む。蠣殻ついて有りといふ。

一、當村に角力興行。天明八戌申年八月三日より同七日迄の間也。

一、川原村。高三百廿九石四斗四升三合。外に拾三石新規。鹽濱二丁六反六畝廿壹歩。

一、春日社。當村鎮守。南都春日同神也。別當龍嚴寺。南都春日四社といふ。一の殿武甕稚命、二の殿經津主命、三の殿天兒屋根命、四の殿姬大神。但し姫大神と申すは武雷神の姫君にて、天兒屋根命の御妻也。凡南都云々大神は巖龍寺かは

の春日の社は大社にして、美麗且燈籠夥しき事、諸人の知る所也。

一、不動堂。尊像、高野大師の作といふ。靈驗ある事諸人の知る所也。別當養福院。此五十年以前、此尊像を賊のため奪はれ給ひ、十餘年過ぎて當寺へ歸り給ふ也。

一、養福院。不動山といふ。眞言小岩末。開基重海法印。行德札所八番目安置。天文十九庚戌年建立。

一、龍嚴寺。龍燈山といふ。眞言古作明王院末。開基養譽法印。寶德元己巳年建立。凡三百六十一年に及ぶ。札所觀音九番目安置。

一、正源寺。聖中山といふ。淨土今井金藏寺末。開基信譽和尚。寶德元己巳年建立。凡三百六十一年に及ぶ。札所觀音七番目安置。

一、辨天祠。境内に安置。

一、舟渡し。百姓渡し也。昔は篠崎村にて舟渡したり。近年、川原村へ頼む。此渡し、旅人は禁制也。舟會所より人を付け、旅人の往來を禁ず。

一、大和田村。高貳百十六石九斗八升九合。内十三石四斗五升四合新規。

一、安立寺。大應山といふ。日蓮宗中山末。開基日住。長享二申年建立。三百二十二年に及ぶ。御除地九畝步。

一、永正寺。大和田山といふ。天文年中松平讚岐守建立。則永正院法名也。貞享年中退轉す。本尊藥師は長松寺へ移す。此故に大藥師の開帳等には、當村より參詣多く、寄進もする事也。稻荷木出ロより市川渡し場迄

一、稻荷木村。高貳百九拾五石貳斗五升六合。内十六石六斗七升四合新規。

一、稻荷社。當所鎮守。祭神宇賀魂命。京都稻荷山同神。別當福王寺。

一、福王寺。眞言舟橋村覺王寺末。稻荷山といふ。開基康信僧都。御除地二反八畝步。永享三亥年建立。凡三百七十九年に及ぶ。札所觀世音十番目安置。

一、周天和尚說法。寶曆二壬申年此寺に有り。天小僧といふなり。高座にて日蓮上人を破言す。然るを妙典村の人々甚だ憤り、當寺へ來り理不盡に付、公邊に及びし程の事也。今五十八年に及ぶ。稻荷木町より八幡町出口迄千百間有りといふ。

一、兜八幡。兜宮といふ。大和田村の鎮守にして新道の左の森也。祭所の神靈を治むる也。平將門の兜を祭るともいふ。又、源義家の兜を祭るともいふ。當社の前にて、武士たる人乘打すれば必ず落馬すといふ。此邊大和田の舊地也。

一、大淵堤。市川村迄凡二十丁餘、左は大川、右は曠々たる耕地也。

一、新道。行徳より八幡迄の街道也。昔、神君東金御成りの節、此道を新に開く。故に新道の名あり。此左右一圓曠々たる耕地にて、凡萬石ばかり一眼の中に入る。珍しき耕地也。斯様の所も亦少しといふ。春は漸く種を蒔く。苗代の用意、朝夕の水世話などあり。五月にもなりぬれば、早乙女群り植ゑ渡す風情、わけて青田の頃は、吹き渡る風の涼しさいはし方なし。

一、下妙典村。高百廿二石九斗三升五合。外に五石八斗新規。鹽濱高拾五丁貳反六畝步。

一、清壽寺。顯本山といふ。日蓮宗中山末。近年永代上人と成る。開基日開上人。御除地貳反五畝步。元祿年中

建立。

明爾雅經不
一、上妙典村。高百四石九斗壹升壹合。外に十八石七斗四升四合新規。鹽濱高十四丁七反四畝五步。妙典とは法華經をいふ也。妙は妙法也。典は爾雅經也。當村の名は尊き名也。

一、八幡社。當村鎮守。

一、妙好寺。妙承山といふ。中山末。御除地壹反壹畝步。開基日說。永祿八乙丑建。此兩村は、伊勢皇太神宮の御祓を、家内へ不レ納といへり。然れ共、伊勢の神地に、祖師日蓮上人の御立影の題目名有り。既に神德により弘法有りし事明白也。此兩村、他宗一軒もなし。只、德願寺檀方に念佛五兵衛とて一人有りしが、是も當時は改宗して日蓮宗に成れりといふ。

一、田尻村。高八拾六石九斗壹升三合。鹽濱高九町貳反五畝拾七步。

一、當經寺。德榮山といふ。中山淨光院末。開基日經。慶長元丙申建立。

一、當村鎮守。鬼子母神堂。當寺は中山直相傳の祈禱をする也。

一、圓福寺。中山法華寺末。開基日眞。慶長十五庚戌年建立。

一、新作道。村中程より鬼越村へ上の田甫道也。中山道といふ傍に有り。

一、高谷村。高六十九石貳斗貳升八合。外に六石八斗八升六合神寺領也。鹽濱高拾八丁三反廿九步。分け高谷六十石九斗九升五合。今は八幡町某の持にて、支配市川新田名主繁右衛門。

一、鷲明神社。當村鎮守。神主磯谷宇兵衛、今より二百年以前、上總國今津より流れつきしを祭る。氏子のもの鳥を喰はず。霜月初酉の日を祭る。昔は鎮守香取太神宮也とぞ。

一、擗み上り初穂にひれふして上見ぬ鷲の宮を祈れる 東几。

一、了極寺。海中山といふ。淨土船橋淨勝寺末。開基登譽和尚。元祿四辛未年建立。本尊圓光大師鏡の御影といふ。則大師直筆。札所觀世音十一番目安置。此尊影當寺に有る事は、昔、大師無實の難にして、暫く讃州へ遠流の時、御給仕申上げたる念佛阿波之助佐見阿波之助連珠數工夫の人也。ニ別れを悲傷す。故に大師御身を鏡に寫し書き給ひ、阿波之助に授與し給ふ也。阿波之助佛法に志し、東路に下りし時、當村磯貝新兵衛方に止宿す。新兵衛同道にて諸國に赴く。みちのくにて阿波之助病氣付き卒す。新兵衛尊影を負ひ守りて故郷に歸り、我家に納めて數代信仰有り。然るに、貳百年以前此寺建立の砌、納めて本尊とす。此尊像有る故にや、當村津浪の難もなく、又、疫病の愁などなしと也。御厨子、三十年以前増上寺大僧正御寄附也。其節、尊像を上様迎へて御拜被遊し

元祿四年
建立なら
年前の答

也。大切に可し致旨、嚴命有りし也。

一、大塔婆。祐天僧正真筆。瘞其外病氣御符に諸人削りて戴く。

一、堀井。水清冷也。當村にあり。いま行徳領所々に井を掘ると雖も、此堀井、此邊にて井の始也とぞ。此村は古き所也。既に元祖大師影向より是迄凡六百年に及ぶ。又、磯貝新兵衛の家も六百年來永續する事珍しき也。

一、安養寺。海岸山といふ。眞言日國井野村千手院。開基宥秀法印。

一、道明寺。日蓮宗中山末。光院末。開基日完。

一、大鯨。享保十五年庚戌年に貳本。奇しき事なり。江戸或は近在より、老若男女の見物群集し、茶屋見せ物芝居等を構へて、市祭の如しつぞ。今より八十年に及ぶ。

一、兵庫新田。是は一村にあらず。源町の兵庫といふ人取立てしといふ。

一、柵堤。此新田と原木村の間、中山の方へ上る田甫道也。矢鳴堤ともいふ說あり。

一、原木村。高百五十九石二斗四升五合。外に六人請壹丁七畝十九歩。鹽濱高九丁五反十二步。家數五十餘戸。

一、山王社、當村鎮守。江州日吉山王勧請。

一、妙行寺。日蓮宗中山末。開基日進上人。弘治三丁巳年建立。

一、大津浪。今より十九年以前、寛政三辛亥年八月六日夜、大津浪打上げて、家數七十軒の所漸く三軒残り、家宅并に入馬とも押流され、溺死するもの凡百三十餘人。其外、木に登り、屋根に取付いて、辛き命を助かりし事、前代未聞の有様也。

一、二俣村。高四十三石壹斗三升壹合。鹽濱高七町二反二畝廿六歩。

一、福泉寺。札所第二番目觀音安置。昔は本行徳金剛院に有りしを此寺へ移す。

一、西海神村。西東あり。高二百七十九石二斗五合。鹽濱高一丈。西海神宿長さ四百六十六間。

一、龍神宮。當村鎮守。祭神八大龍王。別當一。

一、船橋海神村。高二百五石六斗三升壹合。東同三百間有りといふ。

一、石芋。龍神宮の前に細流有り。里人云ふ、昔、弘法大師教化のため、此國遍路の時、此所を通る。一人の慳貪婆、此川にて芋を洗ひけるを、大師芋一つと所望有り。石芋にて喰はれずと答ふ。大師、然らば用なしとて行き給ふ。其後にて終日煮ると雖も煮えず。依て此流れへ捨つ。千歳の後の今も年々青葉を生ずるは、奇なる事也。

一、片葉芦。此少し東の流れにあり。風の吹き廻しに因るものか。難波にも伊勢にも有る由。

一、地藏院。勝軍山といふ。眞言。開基長蓮法印。天正三乙亥年建立。凡二百三十五年に及ぶ。

一、日本武尊御上場舊趾。御代川源右衛門屋敷前とぞ。日本書紀曰、大皇十二代景行天皇四十年夏五月、東夷多叛、邊境騷動。云々。冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路。云々。亦進相模、欲レ往ニ上總。望レ海高言曰、小海耳、可ニ立跳渡。乃至ニ千海中。暴風忽起、王船漂蕩而不可レ渡。時有從レ王妾。曰ニ弟橘姫。穗積氏忍山宿禰之女也。啓レ王曰、今風起浪急、王船欲レ沒。是必神心也。願以ニ妾之身贖ニ王之命ニ而入レ海。言訖、乃披レ瀬入之。暴風即止、船得レ着レ岸。故時人號ニ其海ニ曰ニ馳水ニ也。云々。此時、副將は吉備武彦也といふ。尊は十六歳の御

時に丈壹丈といふ。此海神浦に御船を寄せられし事、日本紀・古事記にも載せざる事遺憾なるべし。然れども、其昔御船を助け奉りし民家、言ひ傳へて連綿と有之。穴田・御代川・矢矧の三家也。此時より既に一千七百餘年の今に到り、子孫連續する事、誠に奇といふべし。此海神村、昔は漁洲にて、穴田・御代川・矢矧など其長也とぞ。此海神村より九日市橋迄七百廿間有りといふ。

船橋宿

高九日市六百七十二石八斗三升
五日市千三百石七斗 舟船千軒といへり。九日市三百餘戸。五百市三

當村宿驛也。安房上總より江戸への海道、又、佐倉通り鎌ヶ谷・市川・行徳の落合にて、大小名の御通行も多し。旅の往來、日夜引きも切らず。其外、野方より四季の產物を馬の背に負ひ出で鬻ぐ事多し。當領一の繁昌也。先年、伊奈半左衛門様の御代官の節、行徳領に改まりしと云ふ。九日市橋より市川渡し場迄、長さ四千八百七十八間有りと。本陣、大名小名の御宿也。旅籠屋、凡十八九軒。此内、佐渡屋は商人宿也。

一、はちべい。是此所飯盛女の惣名也。其故を聞くに、一夜の内にべいべい言葉の八百もいふとて、或旅人戯れて八百べいを略し、はちべいはちべいと言ひけるが定りと成りてをかしき也。かやうの事は方言とも郷讀ともいひ、何所にも有るもの也。小田原にてはばへくといふ。濱松にてはやぐうといふ。江州にてはそぶつといふ。志州鳥羽にてはしりかねといふ。是等は皆予見聞したる事ゆゑに記す。其外何程も有るべき也。べいといふ言葉、往古より東國の習はし也。長嘯舉白集に、小田原といふ處の宿にとまる。明くれば玉だれの小瓶に酒少し入れて、めくもの御前にとて差し出づ。(中略)とけなく打語りて、今しばしねまり申すべいを、某が且那

木下長嘯
歌文集

の元に参らんとてしむる。(下略)此頃にも相州の邊も、専らべい言葉あり。南留別志に曰く、べいといふ言葉も往古の言葉にて、源氏物語にも有り。(下略)

一、題_{船橋驛館妝鏡}。船橋行路遠。反照追旅人。驛館流雲色。畫眉丹花唇。青文豹。

一、太神宮。神領五十石。延喜式、下總國湊郷意富比神社、是也。

當社は唯一宗源にて、領中神社多しと雖も、大抵兩部習合也。弘法・傳教・慈覺の智識達、本地垂跡の號を設け、神佛を以て一躰とせり。或書に云ふ、願はくは神を本地とし、佛を以て垂跡とせば、神國の神の恵み協ふべきもの也。云々。當社御鎮座は、人皇十二代景行帝四十年庚戌、皇子日本武尊東征に、此浦に暴風の御危難の時、御祈願の勧請也。遙の後、天喜三年後冷泉帝の朝に、源賴義東征の時も、當社御祈願有り。往古は廣大の神領也しが、神主たる基義の時、鎌倉の命にて葛西清重に攻められ、後に千葉滿胤神領寄附有りけるが、其後、兵亂打續き神領減じけるを、天正十九年十一月國初様より五十石御朱印有り。年始には御秋に小松を抜き、御城中へ献上り。又、寶曆年中、勅許にて禁中へ御秋を献ずと。云々。

一、太々神樂。江戸或は近村など講中ありて、時々修行ある事也。

一、太鳥居。伊勢と同造也。

一、神木。大楓、社前あり。三抱半ばかり有り。石階、凡廿四段有り。祭禮九月十九日。年中神事の中に、わけて當日湯立神樂・大角力興行。老若男女群集あり。

一、東照宮。日光様を勧請也。毎年四月十七日御祭禮。太神宮様の隣。

一、神樂殿。太神宮の神樂殿也。末社社地に多し。女夫竹。社地に有り。女戯にもあり。天王御輿屋。三基有り。是は九日市・五日市・獵師町、三ヶ所天王の御輿有り。毎年六月十五日、三ヶ所隔年に祭あり。船橋祇園會。九衢充塞祇園會。神轔飄々風如上龍。魔族歸降三伏夏。寒蟬奏樂響高松。青文豹。

一、神主館。從五位下富上總介といふ。社家三四軒有り。

一、御殿跡。九日市の表通り也。昔、東金御成りの節、御小休に御殿を立て、鹽燒百姓を召出さる。御褒美被下しも此御殿にての事也とぞ。

一、淨勝寺。西光山といふ。御朱印、御四代之内。淨土增上寺末。開山賴譽上人。九日市也。明應五丙辰年建立。凡三百十四年に及ぶ。地中三ヶ寺光壽院。宗勝院。千修庵。

一、西福寺。船橋山といふ。眞言。開基。凡古き寺也。年代不詳。此近邊十三ヶ寺の本寺也。額、船橋山。佐文筆。文山は玄龍の男也。能書にて朝鮮國の御返翰を被じ命し也。

一、稻荷社。彦左衛門稻荷といふ。土橋東詰にあり。さまよ奇端あり。異神也。

はつ午や掛當てまつる冲の虹 沾洲。

一、西光院 真言 開基 寶光院 真言 開基 善法寺 真言 開基 慈雲寺 禪宗 開基

一、清山寺。虛無僧也。普化禪師の宗躰也。小金一月寺は此宗の觸次也。居住の所を風呂屋ともいふ。又、番所とも云ふ也。惣本寺は洛の三十三間堂の南の門外、池田町妙安寺也。凡尺八の音色は笙、筒音は黃鐘調也。左手は上、右は下、指遣ひ三十二品有り。歌口の妙、笙と同じこと也と云ふ。

尺八云々
事談から世々

一、學王寺 真言 開基 花藏院 真言 開基 東光寺 真言 開基 不動院_{山といふ} 真言 開基

一、萬福寺 真言 開基 東福寺_{慈明山と云ふ} 真言 開基

一、了源寺。一向宗西末。開基。當寺に時鐘あり。二六時中怠らず。

一、獵師場。九日市的新田也。一村皆漁獵を以て活計とする也。大網小網さまよ有り。

一、大鯨。寛政十二申年十一月廿八日、菅沿安十郎様御支配之時、此浦へ寄りたり。御見合之上御拂ひ被仰付。上納代永拾六貫七百五十文差上げ事濟みたり。此節、生鯨を貰ひ食せし也。又、買請負人鹽漬にせしかども、鹽きかず腐りたり。鯨の鹽の漬方、關東にも知る人なしといふ。鯨は四足の魚也。

一、齒黒鮫。大鮫にて人を喰ひ、舟を背負ふの沙汰専ら也。先年貝ケ濡_{みよ}に於て死す。江戸品川町の蒲鉾屋某買取り、料理しけるに、腹中より髑髏九ツ、金子も多く出でたりとぞ。珍しき惡魚也。此鮫死してより濡壹文餘埋りたりと。云々。

一、鯛。此海にはなし。

一、御菜料。永四貫八百文運上致す事也。九日市に字多し。横町・堅町・陣屋町・天王坊・松原など也、又、五日市の字は神門・宮の内・宮坂・辻・横宿・鳥井戸・川端などあり。

一、大筒稽古場。宮地より東方湊分といふ所也。小宮山様御代官之節、此稽古所、鎌倉七里ヶ濱へ引きたり。此稽古の時は鍋釜等に響きて夥しといひし也。此跡は湊村青山某へ被下。故に湊分の名あり。當時當村某の持に成れり。

一、山野村。高貳百六十石六斗壹升六合。

一、富士浅間社。當村鎮守。一帶の松林也。駿州富士山勸請。別當。

一、正覺寺。大日山といふ。眞言。開基。

一、伯樂。此村にあり。伯樂とは天馬を司る星の名也。實名を孫陽と稱すとぞ。

一、印内村。高三百五十八石七斗九升三合。外に四石八斗四升。内八斗四升御朱印。

一、妙見社。當村鎮守。千葉妙見勸請。

一、延命寺。深堀山といふ。眞言。開基。

一、光明寺。眞言。開基。

一、葛西三郎重春苗裔。當村田中氏是也。鎌倉葛西ヶ谷は清重の居館の跡也。木戸内といふは印内村の小名也。別村にはあらず。葛西系圖略レ之。今は民間となると雖も、其子孫永續する事珍しき也。

一、重右衛門。印内の重右衛門とて兒童口つぎに残り、専ら噂する事也。然れども、兒童の云々するとは大に相違せり。生得力量有り。又頓才もあり。元、葛西氏の臣下の家にて、良き百姓也けるが、兎角に人を非にするの癖あり。或年、隣家の稻を盜みて公邊に及び、數十日間御咎め被仰付、事相済みたり。此理合の事面白しと雖も、事長ければ爰に略す。大岡越前守様の時分にて、凡百五十餘年に及ぶ。近年の事のやうにいへど左にあらず。

一、本郷村。高四百五十八石三斗壹升四合。實は栗原の本郷也。栗原七ヶ村といふ。又、八ヶ村ともいふ。

栗原、二俣、山野村、二子、海神、寺内、印内、古作。右八ヶ村也。今は大抵行徳領となれり。

一、栗原左衛門尉冬誼館。當村に有れども所定かならず。此八ヶ村は栗原氏の領地也。一揆のために所領を失ひ、甲州へ落ちたりと也。故に此村を元は御館村といひし也。云々。

一、滿善寺。葛井山といふ。眞言古作妙王院末。開基。

一、葛間田の池。當所の池をいふ。此池は下總の名所にも出でて古き所也。此流下に「^{ふたまた}葛間田」といふ所あり。八雲御抄に「かつまたの池ははちすなし」と。又、萬葉集にありとも詠めり。題林抄に「かつまたの池は今は水なし」。云々。

一、景物。柳花、蓮、杜若、鴨、芦、鮎、つれなし草、堤井桶。^{堤かくれば}水もなし。

萬葉集。かつまたの池は我しる蓮なししかいふ君がひげ無きがごと。婦人。家集。水なしと聞きてふりにしかつまたの池あらたまる五月雨の頃。西行。

是はちすなし水なしと詠めるかつまたの池の談、奇也。されど、何となく水ある躬の歌も多くありといふ。又、萬葉集のかつまたの歌は、下總國のかつまたには非ずともいへり。

千載集。池もふり堤崩れて水もなしうべかつまたに鳥もるざらん。肥後。

一、下り所の池。此溜をいふ也。是は昔、日蓮上人房州より佛法のために來り、此池より舟に乗りたりといふ。昔は此所より堀江村迄渡し有り。又、鎌倉迄出勤の武士の舟路なりといへり。

孫陽云々
庭訓抄に
ある

一、葛飾祠。是一郡の惣社也。通りより二丁ばかり入る。別當満善寺。祭神瓊々杵尊。勸請より千有餘年に及ぶとぞ。地神三代の神也。

一、葛蘿之井。下總勝鹿。鄉隸栗原。神祀瓊杵。地出醴泉。豐姬所鑿。神龍之淵。大旱不涸。湛乎維圓。名曰葛蘿。不レ絶綿々。文化九年壬申春三月建之。南畠太田草撰。

又、此の名所に、盃の井といふあり。何地なるや未詳。

藻鹽草。東路にさしてこんとは思はねど盃の井に影をうつして

一、寶城寺。茂春山といふ。禪曹洞仙臺贍澤永德寺末。開基智泉和尚。葛西三郎茂春建立。年代不詳。御朱印三十石。此内八石四升は印内村に有り。昔は木戸内にあり。後、此所へ移すといふ。

一、立春大吉。是は禪家の門戸に押す所也。表裏共同じ。故に邪氣裏よりも入る事不能と也。

一、成瀬伊豆守直陳墓。高さ壹丈餘。寛永十一年甲戌十月。其外。墓多し。

一、臣下殉死塚三墓。成瀬信濃守正賢墓。寛政十戊午三月。成瀬氏は、尾州様御家老三萬石、成瀬隼人正の家也。故有りて當寺へ葬る。

一、笠椿。堂前にある名木にて、笠を伏せたるが如し。高さ三四尺、四方四五間に渡り、花は小輪赤色也。花無き時も亦見所あり。

一、寺内村。高二百五十一石七升四合。家數凡五十六七戸。

一、常樂寺。馬光山と云ふ。眞言。すべて此邊の村々にて多く真桑瓜・大根・甘藷・里芋等を作りて鬻ぐ事也。

眞桑瓜は秋瓜の事にて、濃洲眞桑村の瓜は上品甘美、故に皆眞桑々々と稱美せしより、秋瓜の惣名と成りたりとぞ。西瓜は寛永中琉球より薩摩へ渡り、慶安の頃長崎へ、寛文・延寶の頃に長崎より大阪に傳へ、京江戸及び此邊にまで弘まりしといふ。香物。江次第裏書にも出で、往古は大根に限る也。大根は口中の臭氣を消す徳あり。故に香物といふ也。云々。南嶺遺稿に見えたり。甘藷。永祿の頃、琉球より薩摩へ渡り、東國へ來るは近年の事也と。暖土の砂地によしといふ。

一、二子村。高三百五十九石壹斗五升九合。

一、東明寺。醫王山といふ。淨土船橋淨滿寺開基。本尊藥師如來。專心僧都作。靈驗は著し。

一、多門寺。寶珠山といふ。日蓮宗小金平賀山本土寺末。開基日傳上人。日傳上人は九老僧の内にて、則ち祖師の御弟子也。毘沙門天、祖師作。此上人の守本尊也。靈驗あり。日傳は延慶四辛亥年寂。凡五百年に及ぶ。此邊にて瓜など多く作りし也。

一、小栗原村。高二百八拾八石九斗壹升。是は小金領也。いま行徳領に成れり。

一、妙圓寺。東照山といふ。日蓮宗。開基。

一、古作村。高百廿六石二斗九合。是は栗原領也。凡家數三十戸。此村、高より繩延びにて烟多し。故に近村の人々當村の地を作るといへり。東方は上山新田・行田新田・藤原新田等の村々也。

一、明王院。不動山といふ。眞言古。末寺五ヶ寺。開基。此寺末寺ありて本寺なし。不動尊。本尊也。靈驗殊勝の尊像也。牡丹。庭前にある大木にて、一株九尺四方に廣がり、高さ七尺許。花は紅にて賤しけれども、花の

數は百に満てりといふ。先年大風に大枝一本折れたりとぞ。芳心照暮春、媚色凝清曉。牡丹は詩には春也。唐土にては花王と稱す。又、俳諧には初夏の花の類甚だ少し。牡丹を初夏の花として夏季とするは、これ俳諧の一脉なり。杜若も歌には春なり。俳諧には初夏とするなり。紅梅。是も大小なり。蘇鐵大きなる有り。近年植ゑたり。

一、中山村。高百十一石九斗二升九合。小金領也。

一、法華經寺。正中山といふ。御朱印五十四石壹斗。開基日常上人。上人は眞間日頂上人の實子也。鎌倉の代に家榮えて富木播磨守入道當忠といへり。則ち此地居館なりしを、祖師に歸依有りて御弟子と成り、師と共に宗を弘め、大伽藍建立有りし也。

一、仁王門。額、正中山。光悅筆。

一、黒門。額。如來滅後。閻浮提内。本化菩薩。初轉法輪。法花道場。是も光悅の筆也。しかし、是は寫し也といふ。又、池上にも長榮山・祖師堂・本門寺、此三枚の額光悅筆也。又、身延山にも額有り。本阿彌光悅は能書なる事、萬人の知る所なり。

一、本堂。釋迦如來。祖師堂、十五間四面。什物は小松原御難御衣・富木氏陣貝・御所持巾着・天台真言等の經卷・真筆の題目、其外數多。毎年七月七日虫干に出す。

一、法華堂。建長六年寅春、祖師と日當の兩僧、錢壹貫文にて建てられしといふ。

一、五重塔。塔高し梢の秋のあらしより 素堂。

一、日蓮上人報書。新麥、たかむな三本、油のやうな酒五升、南無妙法蓮華經と回向いたし候。右は風俗文選にも出でたり。

一、鬼子母神堂。靈驗有り。一代山の高き所に立つ。中山相傳御祈禱本尊也。題正中山。法燈赫耀二尊間。精宇梵音心自閑。花木知時春色顯。黃鸝有感正中山。青文豹。

一、番神堂。三十番神を祭る也。毎年七月十五日には近村の女童集りて、拍子とりゞゝ踊り興ずる也。

一、千部。三月八日より十七日迄御影講。十月十五日、中山の祭まちとて群集せり。

一、鐘。朝七ツ前に撞之。此庵を助宣庵といふ。

一、正中山法華經寺。洪鐘銘曰、諸法從本來。常自寂滅相。佛子行道已。來也得作佛。萬治元戊戌歲。

一、菩薩號。祖師菩薩號は、洛の妙蓮寺より始む。本寺の什寶に雨乞の本尊とて、祖師自筆の法華曼荼羅あり。後光嚴の御時天下大旱す。時に此本尊を桂川邊に致し請雨の法を修す。忽ち大雨數日に及び、叡感ましく、勅して大井の號を賜はるとぞ。先年、妙蓮寺にて此曼荼羅拜見許せし也。又、勢州宇治里光明寺の境内に、日蓮上人の眞跡にて題目石有り。聖人弘徳の爲に兩宮に百ヶ日參詣、七字を刻し給ふとぞ。今題目とは大きに異にして、字形全く、筆法備はり、凡筆にあらず。是亦予拜見せし也。

一、役寺四ヶ寺。淨光院。本行德。法宣院。安世院。此外に地中といへるは二十ヶ寺あり。寺號略之。此邊の末寺七十五ヶ寺といふ。江戸觸次、谷中妙法寺也。

一、角力。毎年七月十五日、鬼子母神堂下にて、近邊のもの打寄り興行す。見物群集す。

一、下宿。是は中山村也。當山の下通り故に下宿といへり。

一、北方村。高二百十九石七斗九升五合。朝比奈清右衛門知行也。

一、妙見寺。妙法山といふ。中山末。七面社有り。開基。

一、千足。是は北方村の新田也。公儀へは一村に書き上ぐる也。

一、妙正社。疱瘡神也。日蓮聖人の祭所にして、妙正明神といひ、諸人婆々神と云ふ。靈驗ありとて詣人多し。

一、藤原新田。高不詳。家數六十餘戸。

一、神明社。當村鎮守。別當、行徳自性院。

一、觀世音堂。身代觀世音也。諸人藤原堂といふ。咸世作。應和二年也。凡八百四十八年に及ぶ。西國廿一番穴穂寺本尊と同木同作也。丹州見樹寺より、萬治二己亥年田中三左衛門御普請奉行の節、丹州桂川へ出役して持ち來り、徳願寺へ納めし也。今百五十一年に及ぶ。後三十一年過ぎて當所へ移し奉る也。元祿三庚午年の事なり。是は行徳三十三所の外也。行徳を三度めぐりて、藤原に百觀音と參り納むる也。

一、丸山新田。高山畑とも四百石。

一、慈眼院。禪。行徳長松寺末。開基。本尊十一面觀音、惠心僧都作。

一、蛭子社。是を恵比須といふ。神主、鈴木伊勢。

一、中澤村。高四百石。本田様馬の飼料場。當所に牧十一有り。鐵玉薬御免、是犬防也。月々六度も野（闕字）有之。家數二十三四戸。

一、高石神村。諸人深町と云ふ。高二百廿一石八升三合。小金領也。朝比奈清右衛門知行。

一、高石神社。當村鎮守也。社地は鬼越村地内也。別當、養福寺。正木大膳亮時綱舍弟正木彈正左衛門の靈を祭る也。

一、安房の須祠。當村にあり。里見越前守忠弘男里見長九郎弘次の靈を祭る也。永祿七年正月の軍也。忠弘生年十六歳、勇力にして血戰す。終に松田尾張守に討れし也。古老云ふ、すべて此邊より國府臺迄に小祠の多きは、

其頃の勇士戰死の靈を祭るもの多しと。云々。里見軍記に云ふ。永祿七年正月八日合戰。里見義弘・岩槻城主太田三樂齋、鴻の臺に出張し、北條氏康・氏政と戰ひ、正木大膳は手の者僅二十騎ばかりに討ちなされ、前後を見合せ控へたるに、小田原勢四五百騎、短兵急に打つてかゝる。時綱進んで敵兵廿餘人薙ぎ倒し、義弘の跡を慕ひ、上總國へぞ落ち行きける。嫡子彈正左衛門は、なほ深入りして戰ふ所に、山角伊豫守覗ひ寄りて無手と組み、兩馬が間に落ち重る。正木左の手を以て山角を取つて押へけるが、馬より落ちざま右の腕を折りしがば、太刀取つて刺すに堪へず。捻ち殺さんと思ひけるにや、曳々聲を出し押し付けけるに、下より山角三太刀まで腰の番ひを刺し通し、終に正木を刎ね返し、首を取つて差し揚げたり。云々。

一、泰福寺。中山末。開基。

一、隆然寺。清光山といふ。中山末。開基。此所釜谷道也。深町・藤原・丸山と續くなり。家數百餘戸。

一、鬼越村。高六百七十五石六斗七合。内六百十四石五斗二升壹合、朝比奈彌太郎知行。同六十一石八升六合、朝比奈甚之承知行。當村は小金領也。神明社、別當神明寺・諫訪祠・寄木祠・世直祠・高石神共五社を氏神と

す。鬼越村・八幡町へ定助の人馬出づる也。當宿長さ四百五十六間。
、常開寺。周塚山といふ。中山末。開基、中山三世日祐上人。日當上人一周忌弔ひの靈場也。
、神明寺。眞言。開基。此村名、鬼越といへるも怖しきこと也。何さま由來有る事なるべし。
、八幡町。高三百八拾三石壹斗六升壹合。外に高貳拾石、總寧寺領有り。八幡宿長さ四百七十二間。下總の八幡にて驛場也。旅籠屋四五軒あり。當に人馬往來繁し。舟橋へ二里八丁人本輕行徳へ一里八丁人本輕市川へ一里人本輕八幡宮。相殿二前。天照大神、春日明神。御朱印五拾石。男山八幡宮勧請。寛平年中勅願所。國家鎮護として日本國中に一社づつ鎮座ましまし、其所をも八幡と號せり。凡九百十餘年に及ぶ。

古記不明
、大鳥居。額、八幡宮。筆者不詳。古記に云ふ、額を掲ぐる事、昔は禁中三十六殿九重の御門、神社は伊勢・石清水、是は天子御自駒の社なれば仔細なし。寺院に於ては御祈願所七十二ヶ寺の外は制禁也。勿論、額を掲げぬ所には下馬もなき事也。云々。

、下馬。仁王門前右に札有り。口訣に、下馬札を二字ともいふ。死活の點、板は小さく文字は大に見ゆるが法也。
、樓門。仁王あり。裏は大黒天・毘沙門天也。古記に云ふ、金剛・密迹の像也。必ずしも二像に限るにあらずと雖も、此尊、伽藍守護の誓ひあり。故に惣門の左右に安置して仁王と稱す。云々。

、狛犬。拜殿前左右にあり。神社記に曰ふ、獅子・狛犬、神社に限らず。禁中にもあり。元日の節會・御即位などに、隼人、此狛犬の後にて犬の聲を上げて君を守る事、延喜式にあり。是日本紀にいへる火門降命の苗裔也。此故に神社に立つるも守護の心なり。

、神輿。三基、拜殿にあり。御隨身、拜殿にあり。豊盤間戸命・櫛盤間戸命是也。此拜殿に詩歌連俳の奉納の額數多あり。予若年の頃、俳友の勧めにより、催主となりて發句の額を奉納せし也。今、是を顧みるに、我句の拙きを後悔致す也。

、大銀杏。本社の側に有る神木也。大さ牛も隠すばかり也。

、筒粥神事。正月十五日、神事也。此粥占を聞きて、農家作り物の熟不熟、并に、天氣の善惡を知る也。

、祭禮。八月十五日十六日也。國中第一の大市にして、吳服屋を始め麻亭・古着屋、并に小道具・小間物、其外萬の諸商人、二通り三通りに假の見世店をしつらへ、鬨ぐ事誠に喧し。貴賤老若男女の參詣限りもなく、八幡祭とて世に名高し。生姜、是亦此市の名物とする也。放生會もあり。又、寛政五年丑年正月十一日、本社西の朽木の根の下より鐘一口掘り出せり。銘左に。

敬奉治鑄銅鐘分。指渡二尺一寸。

大日本國 東州下總 第一鎮守 葛坊八幡 是大菩薩 傳聞寛平 宇多天皇 勅願社壇 建久以來 右大將軍崇敬殊勝 天長地久 前横亘海 後遠遠村 魚虫性動 鬼鐘曉聲 人獸眠覺 金磬夜響 永除煩惱 能證菩提

、元享元年辛酉十二月十七日。願主右衛門尉丸子真吉。別當法印知聞。

予も拜見致せしに、いかにも古きもの也。此年號より是迄の年數四百八十九年に及びし也。是は、其時代此邊を領せし武家の寄進なるべし。

、法漸寺。八幡山といふ。別當也。天台本睿山末。鈴木右膳、神主也。

成鐘の圖
成田の圖
にあ所は
圖會にあ

一、八幡不知森。諸國に聞えて名高き杜也。魔所也といふ。又、平將門の影人形、此所へ埋めてありともいふ。又、日本武尊東征の時、八陣を鋪き給ふ跡とも云ふ。其外説々多し。予、古老に委しく尋ね聞きけるに、此所昔假遷宮の神也。故に敬して注連を引き、猥に入る事を禁ず。不淨を忌む心也。昔は今街道にあらず。古八幡に中山道といふ字有り。其所街道にて、宮居も其所に北向にてあり。國初様御通行の砌、此街道を開く。并に宮居も今の所に遷し、大杜に造營有り。云々。此杜の地所、今は本行徳村の同地内に成りたり。八幡三不思議、杜、一夜銀杏、馬蹄石、是を云ふ。

一、東昌寺。淺間山といふ。禪宗栗原寶成寺末。開基。

一、梨子。八幡梨子とて名物也。近年、他の村々にも夥しく梨子を植ゑて江戸へ出す也。其植ゑ始めし人は、此村の川上氏也。甲府・濃州などへ立越え、最上の梨子の穂を得て歸り、接穗してより段々諸村へ弘まりしといふ。經濟に賢き人也。或人云ふ、梨子・林檎の類は、人家近く食烟かゝらざれば、實を結ぶ事薄しと。云々。左掖梨花。冷艶全欺レ雪。餘香乍入レ衣。春風且莫レ定。吹向玉階飛。丘爲。枕草紙に云ふ、梨の花、よにすさまじく怪しきものにて、云々。愛敬おくれたる人の顔など見ては、たとへにいふも、げに其色より初めて愛なく見ゆるを、唐土に云々。楊貴妃の御門の御使にあひて泣きける顔に譬へて、梨花一枝帶レ雨。云々。

一、孝子。此梨子を始めたる川上何某は、貞實にして孝子也。先年中川飛驒守様御通行の砌、御聞きに及び、御褒美を被下置し也。元は貧也と雖も、今は富貴也。

一、古八幡村。高四十五石壹斗二升九合。小金領也。

- 一、八幡村。昔は、此所往還にして街道也とぞ。
- 一、平田村。高五十八石壹斗九合。家數凡四十餘戸。宿長さ四百廿間。
- 一、諏訪社。當村鎮守。別當神主ともいふ事なく、村中惣持也。祭神は信州諏訪勸請。健御名方命。八坂刀賣命、則大己貴命の御子也。此神の氏子は獸肉を喰ふ事を穢とせず。
- 一、菅野村。高五百石六斗四升四合。小金領也。家數八十餘戸。
- 一、白旗社。當村鎮守。武内宿禰を祭る。別當、不動院。
- 一、不動院。山王山といふ。眞言。開基。本尊、不動尊。靈驗也とぞ。當村の邊は旱稻地にて、茄子瓜等至りて早く出來、江戸へ出す事也。
- 一、繩。農業の暇に酒醤油鹽問屋等の詰繩を掏りて鬻ぐ事也。
- 一、官久保村。高四百一。當村名主、貝塚村より兼帶也。
- 一、春日社。當村鎮守。別當。家數凡四十餘戸。
- 一、天神祠。古き祠也とぞ。往古、左遷人の守本尊なりきとぞ。別當。
- 一、善福寺。開基。
- 一、養福寺。開基。
- 一、袖掛松。往古、都人左遷の地也と。
- 一、貝塚村。高二百八石九斗三合。小金領也。

教信の事
は國分村事
安國寺に詳
し縁起に詳

一、高塚村。高八百九拾五石七斗七升四合。同領也。

一、曾谷村。高六百七拾石。家數八十餘戶。

一、安國寺。曾谷山と云ふ。中山末高席。開基日禮上人。

一、曾谷次郎教信城趾。則ち此寺地也。鎌倉北條時頼卿の時の大名也。祖師日蓮上人弘法の爲、房州より鎌倉へ赴き給ふ時、曾谷殿の館に入り、暫く逗留、教信深く信じ、弟子となり、日禮と云ふ。此時、祖師の面前にて御影を刻む。則ち體の内に祖師髮爪を納む。此像いま同國鹽古村法宣寺の祖師是也。開山日祝は教信の末也。千葉一族也といふ。

一、妙見尊。城主教信靈夢を蒙り、勸請有り。靈驗奇端、世の人知る所也。

一、菅家祠。古き祠也。

一、王羲之祠。菅神祠の隣。延享元子四月、出家鳥石先生勸請也。神像は唐土より傳へ来るといふ。書家の祭る所、尤もなるべし。

一、石額。晋右軍王公廟。鳥石筆。鳥居等は寛政辛亥暴風に破倒せし也。碑。王公神像記。朝敬大夫藤原檀撰。延享改元夏四月。

一、鳥石。城主曾谷殿の愛石也といふ。此石いま江戸品川鈴ヶ森八幡にあり。是は鳥石先生乞ひ受けて八幡へ納めしといふ。其石を拜見せしに、大さ三尺ばかり、石面五寸ばかりにして鳥の形容あり。石色青く、鳥形は眞黒也。石の左の肩に篆書にて銘有る也。文、南郭。書、鳥石。

一、溜。曾谷池といふ是也。先年蓴菜を植ゑ付けしに、年々殖え廣がるといふ。

一、須和田村。高百三十七石八斗貳升四合。家數凡三十餘戶。

一、六所社。當村鎮守。御朱印拾石。神主桑原和泉。社は真間の北の方也。下總國惣社府中宮也。唯一宗源の神地也。祭神大己貴命・伊弉冊尊・素戔鳴尊・大宮賣尊・右晋農尊・瓊々杵尊、已上六所也。景行帝四十一年五月

五日、凡千七百年に及ぶ。當國第一の古跡なり。神職の家も、往古より今に到り連綿たるは珍しき事也。往古は御代々帝都より御造立あり。其後、將軍家御建立也。慶長十九年甲寅年大阪御陣の前に、神君御參詣あり。本社拜殿悉く御建立有りし也。

一、東學院。須田山と云ふ。眞言國分寺末。開基、桑原播磨守并に山宥持。天平九年建立。是東學院宿寺也。高野大師入定より三十八年前也。凡千七十三年に及ぶ古跡也。十一面觀音本尊也。行基菩薩作。神木大銀杏。

一、萱原。すはだ萱原には蛇の住むとて、昔より兒女の言ひ傳へたり。

一、東光寺。日蓮宗眞間末。開基、日祝知性院。元和元乙卯年建立。

一、國分寺。高七百七十八石九斗九合。小金領也。眞間より十町南の方也。

一、金光明寺。國分山といふ。眞言。御朱印拾五石貳斗。開基、行基菩薩。凡千百年にも及ぶ。文武帝勅願所。本尊藥師如來。行基菩薩作。靈驗の尊像也。

一、題國分寺。草創聖武皇。國分寺靈場。啼鳥深林裏。開花內苑香。幽燈千古影。殘照一尊光。密法相承牖。舊蹤輝總陽。文豹。

一、鐘。大檀那、北條相模守入道平時賴。建長八年夏五月。惜しむべし、此鐘、中頃の住僧小さしとて鑄直し、潰したりと。愚の愚なるもの也。

一、樓門。古佛多し。千歳の面容尊し。中門二ヶ所、其外諸堂有り。奇麗なる事也。

一、役寺三ヶ寺。龍珠院・一條院・寶珠院、他所寺等あはせて廿ヶ寺有りとぞ。往古、聖武天皇勅願にて大日本六十餘州に國分寺御建立有りしと。今、諸國に有レ之也。

一、笠鳳寺。禪宗總寧寺末。開基。

一、經王寺。日蓮末。開基。

一、國分五郎胤道城趾。千葉氏也。東鑑曰、國分五郎胤道、兄弟三人、父當胤ト共三河守属シ、攝津國一谷ニ至。云々。古池あり、曾谷の池と云ふ。蓴菜、此地より多く出づる也。千年を経たる池にあらねば蓴菜は生ぜざるもの也といふ。當村の長左衛門といふ者の家は古き家也と。日道遷化の時、日頂此家にて碁を打ちて居られ、遷化に逢はずといふ。故に勘氣ありしと也。又、國分寺とて外に小庵あり。昔は大寺なれども、兵亂度々にて寺領も掠められ、今に及ぶと。元祿年中御繩入りの時、除地五畝歩下されしと也。開基行基也。

一、泣石。是は松戸道用水の流れにあり。國分寺は此道より東の方に見ゆ。水中に小さく見ゆる石也。活き石にて、昔より大きく成りしといふ。地底より出でて有りと。又、國分寺村高の内三千石、大久保大隅守知行也。百六十七石九斗三升二合、鶴殿新三郎知行也。

一、大町村。高千十九石八升。小金領也。

一、大野村。高千百五十三石。稻越村より半道ばかり有り。城跡・御門・殿臺など字多し。追て委しく尋ねて可書也。(予、先年、米買出しの時、此邊を歩行しけれども寸暇なく、委しく不レ尋は殘念也)

一、市川村。高八百九十九石六斗五升五合。内四十石、大久保大隅守知行所。家數凡二百餘戸。すべて此邊は昔の府中也。今も佐倉街道にて繁昌也。毎月二七に市あり。上中下と三丁に分る。寒室、大例裏通りをいふ。此所は眞間の地内也。

一、第六天社。當所鎮守。祭禮九月十九日。本祭には家臺三組、花車など出で、甚だ花麗にて賑ふと也。別當、極樂寺。祭神、面足惺根尊是也。天神第六の神也。故に第六天神と云ふ。又、佛說には摩訶修羅王也といへり。

一、極樂寺。西照山といふ。真言善養寺末。開基用慶法印。永正二乙丑年建立。凡三百五年に及ぶ。御除地壹反九畝三歩。

一、觀音寺。天宮山といふ。真言國分寺末。開基譽賢。御除地壹反六畝四步。康安二壬寅年建立。凡四百四十八年に及ぶ。本尊觀音、惠心作。靈驗也。

一、安國院。玄授院。此二ヶ寺は眞間院家也。

一、市川兵部少輔館。小田原北條氏政の臣下にて、武勇の譽有り。跡不レ詳。

一、古代茶屋。中屋某方にあり。先年、眞間川浚への時、掘り出せし也。

一、根本寺。國分寺末。開基有廣法印。應永四丁丑年建立。凡四百二十三年に及ぶ。

一、下總國府。國分寺より此邊迄也。是昔の國府也。東鑑曰、治承四年九月十七日、武衛不レ待ニ廣常參入ハ令レ向ニ

あひ康つ力利るべ七年下氏の時とす
あらた安たにの時とす
うのをたにあ勢足あ
康正平二年
は康安平二年
利るべ七年下氏の時とす
あらた安たにの時とす
うのをたにあ勢足あ
康正平二年

下總國給。千葉介當胤、相良子息六人、參會于下總國。廿八日、遣御使被召江戸太郎重長。廿九日、昨日雖被遣、御書不レ参間、被遣中四郎惟重於葛西三郎清重之許。十月一日濟太井川利根隅田兩河、精兵及三萬餘騎。下略。當村新淵は享保十一年末出來、長さ廿八間、東西平均九間、深さ五尺、堀長三尺横九尺、馬踏四尺。

一、笛塚。田畠の字にあり。昔は笛塚千軒とて、繁昌の地也といふ。

一、舊家能勢氏。御入國以來の名主職にて、今に至り改めず。永續すること珍しき也。御關所役人の内也。苗字帶刀御免也。

一、鶴王社。市川根本の鎮守也。日本武尊東征の節、祭る所也。舊記曰、鶴岱俗云人皇十二代景行天皇四十年、皇子小碓尊日本武尊也爲東征、在三關左。下向凱陳時、臨太井流、不辨淺深。時無何地、鶴飛來、渡淺瀬、垂翼奉向尊。尊感喜、此山與汝、長可爲住處旨、宣旨。云云。此邊に深草庵などいへるありて、西上人の古跡などいへど、不詳。

一、市川新田。宿長さ四百五十八間。高八十壹石七斗七升八合。名主繁右衛門。家數三十軒ばかり。

一、長榮寺。日蓮宗真間末。開基日順。寛永六年建。御除地二反四畝歩。

一、第六天社。祭神前に記す。祭禮九月十九日。

一、石地藏。高壹丈二尺、明暦元乙未年建つ。施主田中氏。凡百五十五年に及ぶ。

一、浪人墓。腹切地藏といふ。凡三十年前五月廿五日、吉良浪人此所にて切腹す。何人か塚へ願を掛け初める

や、靈驗有りと。諸人歩みを運ぶ事也。毎年七月廿五日には草角力有りて賑へり。地藏堂、此所にあり。德願寺持也。此村、田中氏草創也とぞ。

一、眞間村。高三拾石。是は弘徳寺御朱印也。市川村の内也。

一、弘法寺。眞間山といふ。日蓮宗中興開山日頂上人。是も中山開基日當上人の男にて、則ち六老僧の其一人也。元開山と申すは弘法大師此地に錫を留め開基あり。嗣法して古義山伏派にて星霜を経たり。中山草創の砌、日蓮聖人に歸依し、宗を改めて法華と成る。又、眞言の密法を日蓮に傳へし故に、當山と中山は法華の祈禱を専らとする事也。下馬大門の松並木凡七八丁有り。

一、繼橋。並木を過ぎて少しの川に渡す。凡二三間の橋なりしが、高名の橋也。鈴木長頼銘有り。碑橋の側にあり。繼橋興廢。維文維橋。詞林千歳。萬葉不凋。

新勅撰。かつしかの昔のままの繼橋を忘れず渡る春霞哉 大僧正慈鎮。

風雅集。五月雨に越え行く浪はかつしかやかすみにかかるままの繼橋 雅經。

千載集旋頭歌に、源仲正下總國の守に任じけるが、任はて、上りたりけるに、源俊賴朝臣に遣しける歌に、東路の八重の霞を分け來ても君に逢はねばなほ隔てたる心地こそそれと有り。返しに源俊賴朝臣、かき絶えし眞間の繼橋ふみ見れば隔てたる霞も晴れて向へるがごと。

夢ならで又や通はん白露の置き別れにし眞間の繼はし 土御門院御製。

みな人を渡しはてんとせし程に我身はもとのまゝの繼橋 日蓮聖人。

東路をけさ立ちくれば勝鹿や眞間の繼橋霞はれたり　曾我五郎。

一、眞間井。手兒名祠の奥山陰龜井坊の側清水の井也。清冷にして寒暑無増減。銘に曰く、瓶甕可レ汲。固志何傾。嗚呼節婦。與水冽清。と。人渴を凌ぐに足れり。淺々たる清泉境に似るといふ。梅聖愈が詩の心に近し。

玉葉集。かつしかのまゝの井筒の影ばかりさらぬ思ひの跡を戀ひつゝ、光明峯寺入道攝政。

一、手兒名社。手兒名の靈を祭る。石階の下東の方へ入る也。千七百餘年に及ぶ。清輔の奥義抄に云ふ。下つふさの國かつしかの眞間の井に水をくむ女、その姿たへにて月を望むが如く、花の咲くが如し。見る人懸想すること、夏の蟲の火に入るが如く、湊に船の入るが如し。此女、思ひあつかひ、其身を水に投ぐ。云々。

萬葉集。かつしかの眞間の入江に打なびく玉藻刈りけんてこなしそ思ふ　山部赤人。

一、眞間の於須比。麓に有り。東より西へ流る。市川へ落ち入る小川也。

萬葉集。かつしかのままの手兒名がありしかばまゝのおすひに浪もとどろに。

おすひとはをそひ也。傍にと云ふことぞ。往古は此山の麓より皆浦也といへり。蒼海變而成桑田」と、宣也。

萬葉集。葛飾のまゝの浦まで漕ぐ舟の舟人さわぐ浪たづらしも

一、鈴木院。眞間井に隣る。御大工鈴木修理の寺也。

一、石階。凡四五十段、みかげ石面結構なる事並びなし。鈴木氏寄進すと也。

一、樓門。仁王有り。額、眞間山と有り。筆者不詳。

一、遍覽亭。中門の南の林の中也。千萬の風光一望に満つ。富士の白嶺遙に見えて、佳景いふばかりなし。先年上様被レ爲御小休。故に御殿といふ也。朗詠集の三千世界眼前盡。十二因縁心裏空。(都良香)の佛あり。續千載。くもりなき影もかはらぬ昔見しまゝの入江の秋の夜の月 爲教。

海東遍覽亭。萬里柳條青。幽徑響人語。後堂誦佛經。松風和似瑟。花雨猶レ振レ鈴。孤月眞間滿。望深比洞庭。青文豹。

一、楓。上覽紅葉と高札有り。享保の砌、上覽有り。此楓凡千年の老樹也とぞ。幹二抱に餘り、枝に枝、葉に葉を重ねて、高さ四五丈、徑六七丈にはびこり、二葉の紅葉とて比類なき名木也。常に風騒の客多し。凡、諸木葉紅する中に、楓は名をいはずして紅葉と稱せらるるは、紅葉勝る故也。櫻といはず花と云ふが如し。

題眞間山紅葉。相從賓客葉楓下。詩賦共吟一酒徒。煙草千尋薰寶地。帰教名木只無朽。青文豹。

一、本堂。本尊釋迦如來、實は藥師如來にて、弘法大師の作也。法華宗に成りし時、日蓮聖人開眼有りて、釋迦如來と唱へ初めたりと。祖師堂は本堂の隣。

一、松平大和守様墓。本堂の側にあり。川越の城主十五萬石の大守の墳也。

一、鈴木近江像。庫裏にあり。官家御大工にて法華宗當寺を信仰有り。石階は日光御普請の殘石を寄附せらる。

一、庫裏方丈。壹丁程西へ入る。什物は法螺貝・劍・大黒天_{祖師}作。・陳札・題目等多し。

一、撫虎。唐畫無名也。上様御成りの節、偏覽亭に懸けしを御賞美、撫で給ひ、活けるやう也と上意有りしより斯く號する也。

元和内
年り寛
今文に
移るの
地三移
年

- 一、論田。當山の後の作場、松戸と市川との事也。上人取扱ひて漸く事濟む。今に昔語り也。地中十ヶ寺有り。
- 一、國府臺村。高百廿八石五斗。總寧寺御朱印也。日本禪宗寺一萬七百ヶ寺有りといふ。
- 一、總寧寺。安國山と云ふ。禪曹洞。開基通幻和尚。凡四百六十七年に及ぶ。關東總錄司三ヶ寺の内也。所謂る三ヶ寺は、下野富田大中寺・武州川越龍穩寺・當寺、是也。
- 一、道灌梗。大門並木にあり。文明年中太田道灌植ゑしといふ。太田道灌は文武二道の名將也。無實の難にて文明十八丙午年七月、高見原に戦死すといふ也。

- 一、大門額。安國山。台德院様御真翰。下馬石。大門前に有り。鳳凰坂。大門入口の坂を云ふ。本堂左右に回廊有り。其外院堂多し。當寺、昔は近江の國にあり。天正三乙亥年北條氏政下總關宿へ移し、其後此所に移す。
- 一、古城跡。享保の初め上覽の所也。總寧寺の後の山也。天明十一年七月、總州一揆、原扇ヶ谷に叛し、臼井城主立籠る。よつて太田道灌發言して此地に繩張りし、築いて向城となし、一揆を亡す。要害堅固の地也。道灌凱陣の歌に、武士の軍のにはにかつしかや花はこゝろの眞間の繼橋。

- 一、石棺。山上にあり。土に埋る。是を石の唐櫃とて、以前器物など此中より出でたりといへど、さにあらず。棺槨なるべしと或人いへり。又、床几坂などといふ所あり。里見家と北條家と兩度の大合戦あり。然れども城攻めにあらず。平場の合戦也。此邊より八幡鬼越の邊迄の間にて軍あり。前の軍は天文七年十月五日也。北條軍記に曰く、生實の御所義明威勢廣大にして、古河公方晴氏公より、義明を追討すべきよし氏綱へ御頼み有り。中略。義明聞いて急ぎ中途に馳せ廻りて防ぐべしとて、弟基頼井に御曹子を大將とし、里見義堯を副將として

安房・上總の軍兵を催し、同國鵠の臺に陣を張り、市川を前に當て待ちかけたり。下略。後の合戦は永祿六年癸亥正月七日八日の事也。北條軍記に曰く、北條氏康・氏政は、遠山丹波守・富永四郎左衛門を先陣として、伊豆・相模・武藏の軍勢を率し鵠の臺へ押向ふ。房州勢は敵を難所へ引請けん爲、鵠の臺の中段に備へたり。去る程に、遠山・富永、鬨の聲を揚ぐると同じく喚き叫んで攻め登る。房州勢は敵を思ふ難所へ引き寄せたり。正木大膳真先に進み、惣手を亂し切つてかゝる。小田原勢追ひ立てられ、坂中に足を立てかねたり。中略。又、古戰記三考に曰く、正月初め三樂齋・康資、相共に總州葛飾郡國府臺へ出張し、利根川・鬼怒川の落合なる市川の渡りを前に當て、眞間の幽林を抱へに、江戸の城を西南に見なし、旗馬印堂々と並べて寄手遅しと待ち懸けたりしに、房源の軍勢は里見左馬頭義弘を大將として、中略。以下凡三千餘人、堂々として備へたり。房源・岩槻の兩勢國府臺に出張の由、南方へ相聞えければ、氏康軍議して、中略。爰に江戸の遠山丹波守直景・葛西の富永次郎左衛門政家は、中略。在り合ふ人數を引率し、遠山直景は行徳を押して行く。富永政家は小松川川邊迄駆け出でたり。中略。去る程に遠山・富永は綱成が返答にて勇み進み向ひけるが、是を最期の軍とは後にぞ思ひ合されける。中略。惣じて此日の戦ひに、北條家へ討取る首五千三百廿餘級、里見家へ討取る首數三千七百六十餘級也。其外、手負双方に夥し。凡、里見義弘の如き、又、太田資政の如きは、智勇といひ、武略といひ、斯くばかり敵に不意を襲はるべき人傑に非れども、極運の致す所にて、是非も無き事也。云々。

一、國府臺。國分臺・鶴岱とも書く。又、往古の眞土山は此山也とも云ふ。國府の字、昔より一音に讀むこと法也。安國古禪林。山高渭水深。昔年合戦地。詞客一偈心。

一、鐘ヶ淵。此峠下にあり。こゝに舟橋の古寺の鐘あり。兵亂の時持ち來り、陣鐘とせしを、城跡崩れし時に此所へ落ち、埋れしといふ。

風さそふ鐘ヶ淵とや冰満ちてかん／＼と照る冬の夜の月 東丸。

此山上より見渡せば、刀禰川の流、曝布を引くが如く、富士の高根も眼前にて、葛西の田園、何萬石と限りもなし。一眸の中に東の日枝も見え渡り、此方には筑波根のこのもかのもなど、眺望筆舌に絶ゆ。

一、阿取防神。歌林良材集に云く、下總國阿取ばの宮と申す社は、神の誓ひにて、小柴をたてゝいのるること有り。云々。萬葉集、帳丁若麻績部諸人、

庭中の阿須波の神に小柴さしあれは祝はん歸りくまでに

此神は下總國に書き載せたれども、何地なるや未詳。此所に記す。

一、上小岩村。高六百八拾壹石七斗五升三合。東葛西の割といふ。

一、御關所。御代官支配之武具と、女は手形なれば通さず。嚴重なること相州の箱根・遠州の今切の關所の如し。

一、舟渡し。市川の渡しと云へば、市川方にて越す也。

一、下小岩村。高千貳百七拾壹石四斗七升五合。

一、善養寺。眞言新義。御朱印拾石。此寺は此近邊にての本寺也。境内廣し。日本眞言寺壹萬十八ヶ寺といふ。

一、不動尊。護摩堂の本尊也。靈驗あり。弘法大師作。毎年八月廿八日祭とて、草角力有り。

一、舟渡し。市川の渡しと云へば、市川方にて越す也。

一、下小岩村。高千貳百七拾壹石四斗七升五合。

一、篠崎村。高三百石。松浦造酒之亟殿知行所也。

一、富士淺間社。當所上下の產土神也。富士淺間勸請也。祭神木花開耶姫。毎年六月朔祭る。別當無量寺。

一、下篠崎村。高四百五拾石。本田清兵衛殿知行所也。

一、無量寺。御朱印三石四斗。開基。

一、笊筵。上下の篠崎にて、農閑に笊を作り筵を織りて活計を助く。篠崎ざる・篠崎筵とて名物也。甚だ強し。

一、上鎌田村。高五百五拾七石八斗九升九合。外に畑三町二反二畝廿四歩。是は江戸川通り堤外流作場也。子年

二月中、堀口荒四郎殿懸りにて御檢地に成る。下鎌田村。高六百八拾壹石七斗九升三合。

一、長壽院。眞言。開基。西光寺。眞言。開基。

一、伊勢屋村。高四十六石六升九合。前野村。高八十三石九斗壹升貳合。

一、太子堂。境内にあり。二月廿二日、太子祭とて參詣群集する也。江戸より諸職人參詣致す也。是は上宮太子と申せるは、諸職の道を下民へ教へ給ひければ也。親鸞堂。御自作眞影座。但、御頭のみ御自作也。

一、上今井村。高三百拾四石七升四合。

一、牛頭天王社。當村鎮守。尾州津島同神勸請也。別當金藏寺。祭神素戔鳴尊は日神御舍弟也。是疫病除の御神

也。日本紀略に云ふ、祇園牛頭天王と云ふは、素戔鳴尊の御所行惡しきにより、諸神に逐はれ給ひ、新羅國に

素
新神日の御事
茅羅代本御事
梨はすにかとす
記はすにかとす
曾紀事
卷に略はす
事訂のつは古にな
すを正て殆文引いは欽明紀に詳也。

至り、牛頭の方と云ふ島に居住なされ、民を從へ居給ひしより稱し奉ると。神代卷及び欽明紀に詳也。

一、金藏寺。寶德山といふ。一本寺也。開基。

一、香取社。祭神下總國香取同神。別當圓照寺。

一、圓照寺。眞言。開基。

一、淨興寺。淨土宗。一本寺也。開基。

一、下今井村。高百六拾五石八斗五合。

一、熊野社。川邊にあり。此下は深き淵也。

一、葛西青。菜ともいふ。此邊より小松川其外村々にて作り、毎日江戸へ鬻ぐ事也。かさいなとて名産也。上方にも此邊の如きの風味の菜は無しと也。すでに、椀屋久兵衛上方へ取上せて、人にも振舞ひ賞せしめしと也。

又、行徳領川附の村々の作る所の菜、葛西菜にもまさりて甚だ味よし。凡、菜は異國にも日本の如きの風味はなしと。斯くの如く、京大坂にもなく、唐にもなしとあれば、これ世界の第一也。菘な、正字也。

一、葛西鮓。是亦葛西彌右衛門とて、江戸鮓屋にて稱美せらる。米も良く、味よし。實に海内第一也とぞ。

葛 飾 誌 略（終）

佐倉風土記

【解説】 本書は磯邊昌言の撰、享保七年（二三八二）稿である。昌言は佐倉藩の儒臣で、元祿末年稻葉正通佐倉藩主となつた時、封域風土誌編纂の命を受けて完稿復命したのが本書である。漢文地誌の格式通り、封域・風俗・城廓・郡村・山川等の部門に分け、人物・古蹟に及んでゐる。下總の地誌として蓋し最古のものであらうが、高橋氏の「房總叢書」第二輯にも載せられてあるから割愛した。なほ、本書の誤略を訂正増補して明治時代の現状を加へたものに續篇の「新撰佐倉風土記」が刊行されてゐる。（稻葉）

安房國地名考

【解説】 宽政元年（二四四九）三月に伊勢の國學者秦櫻丸の輯したもの。古語拾遺・日本書紀・續日本書紀・延喜式・和名類聚抄・東鑑・拾芥抄・萬葉集・廻國雜記等から、安房國名及び安房國の各地地名に關する部分を抄出してある。原本は東京文理科大學所蔵。寫本は千葉縣圖書館にもある。（稻葉）

安房國舊跡地名管見

【解説】 安房國朝夷郡西原村柏谷八作の撰で、安房國の舊跡、特に神社について里人の語り傳へを記し、間々私見を交へたもの、僅に數葉の寫本（筆者所蔵）である。なほ、別に「安房國名所舊跡考」と題した寫本もあるが、これは安房國の舊跡につき簡単に記述した後、毎項發句を加へてゐるから、國人の筆すさびかと思はれる。（稻葉）

房總志料別本

【解説】 鶴岡安宅の著。下總部は山川・原野・湖沼・驛渡・地名沿革・社寺・城砦等を記し、安房上總部は見

開錄及び沿革考を述べてゐる。別に雜記として戦記、附錄として安房村税志と上總下總の郡郷雜記が見える。いづれも他と重複してゐるから收錄を見合せた。寫本一部千葉縣圖書館所藏。著者の傳記は第三卷の「房總逸史」にある。(稻葉)

南總珍

【解説】本書は、南總に於ける地理・物産・人物・口碑・實事等を記して奇抜な批評を加へたもの。著者渡邊寛は中村國香(「房總志料」著者)の孫で、通稱を増右衛門といつた。なほ、本書は高橋氏の「房總叢書」第二輯に收載されてある。(稻葉)

埴生郡聞見漫錄

【解説】深川元儒の著で、高橋氏の「房總叢書」第二輯に收められてある。本巻の一七六頁に「埴生郡聞見雜記」としてあるが、立野良道寫本の奥書には、「深川元儒ぬし此ほど埴生郡佐坪村若菜氏に旅寓の間、上總地志に關係すべき事跡を見聞にまかせ輯錄し、かつ筆のついでに他郡の事跡もいさゝか書添へし事もあり。明日は歸府すとて昨夜見せにおこせたれば、岡田謙次と二人して今日の夕方までに寫しをはりぬ。云々。弘化二乙巳年三月四日」とある。埴生郡は今の長生郡の一部である。著者は江戸の人、蘭學を修め、農業に精通してゐたから、本書も物産につき特に注意を拂つてゐる。(稻葉)

紀元二千六百年房總叢書第六卷(其地誌)

(終)

昭和十六年十一月七日 印刷
昭和十六年十一月十日 発行

(紀元二千六百年
記念房總叢書第六卷)

發行人兼

紀元二千六百年
記念房總叢書第六卷

代表者 廿日出逸曉

大橋松雄

共同印刷株式會社

千葉市市場町二番地

千葉縣圖書館内

紀元二千六百年
記念房總叢書刊行會

振替東京一六八四八四番

發行所

東京市小石川區久堅町百八番地
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所

J23C-34

909

58



終